

第8日目（9月10日）

○議 長（今井久美君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりたいへんご苦労さまです。

○議 長 延会前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、阿部久夫君から家事都合のため欠席、牛木芳雄君から午後4時半ごろ早退、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。なお、昨日、阿部議長からも指摘がありましたように、質問に際しましては簡潔明瞭に、傍聴の方、ラジオをお聴きの方にもわかりやすいように努めて質問をしてくださるようお願いいたします。

○議 長 質問順位8番、議席番号8番・山田 勝君。

○山田 勝君 おはようございます。それでは議長より発言を許されましたので、通告に基づきまして一般質問を行ないたいと思います。なお、傍聴の皆さん、大変ありがとうございます。よろしく申し上げます。

**指定管理者制度の検証を**

それでは質問内容1点です。指定管理者制度の検証をということで投げかけてみたいと思います。南魚沼市では平成18年4月から市内施設について指定管理者制度を活用しています。制度導入から7年目になります。制度の運用、公共サービスや行政コスト、市民との協働についてこの辺で検証すべきではないかという観点から質問をするわけであります。指定管理者制度の導入の目的につきましては、皆さんご存知のように市民の多様化するニーズに対して、民間のノウハウを活用して満足度の高いサービスが提供できるようにすることです。職員数の減少にも寄与できると、財政的にも負担が軽減できるのではないかといいことでもあります。

そもそも指定管理者制度の導入につきまして提唱されたのは、2001年から2003年に設置されたオリックス株式会社の宮内義彦氏を議長とする「総合規制改革会議」です。2002年7月に同会議は中間とりまとめ「経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」を発表しました。官から民へ事業移管を推進するための1つの手段として、公の施設の管理委託先を民間業者などにも開放すべきだと提言しました。これを受けて法改正がなされ指定管理者制度ができたわけであります。さらに2003年7月、総務省が公の施設の管理状況全般について点検をし、指定管理者制度を積極的に活用されるよう各自治体に指示をし、同じく翌月であります8月には厚生労働省が社会福祉施設における指定管理者制度の活用についてを通達として出しております。こういったことで民への誘導を推進するように進められております。

南魚沼市もこれを受けて平成18年から現在に至っているわけですが、制度導入をしてこの成果等について次の何点かを伺いたいと思います。

1番、公の施設としての本来の役割とサービスの向上はできていますかということであり

ます。

2つ目、導入においては経済的効率が大きくクローズアップされています。市の財政的には効果はどうであったのか。

3番目、地域で施設を利用していたコミュニティーと指定管理者との協調はどうかとされてこられたのか。

4番目、指定管理者と市との責任の範囲、それから指定管理期間更新の際、市民にとって施設利用の継続性はどうかであったか。

5つ目、多くの検証を踏まえていると思います。そういったことで今後の展開についてを伺いたいと思います。以上、壇上にて質問を終わります。

○議 長 山田 勝君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方、大変ご苦勞さまです。ありがとうございます。それでは山田議員の質問にお答え申し上げます。

### 指定管理者制度の検証を

指定管理者制度の検証ということの中で、1点目のこの公の施設としての本来の役割とサービス向上はできているかということでもあります。それぞれの部門がありますので、部門ごとにちょっと申し上げます。いわゆる体育施設も含めた社会教育課で担当している部分でありますけれども、この部分については現在の市の状況を見る中で、柔軟な民間の発想による企画・運営等によってサービスの向上は図られていると評価をしております。

保育施設でありますけれども、このことにつきましても延長保育あるいは土曜保育、地域子育て支援事業、そして病児・病後こいう保育のサービスが、民間ならではのやっぱり発想の中で図られておまして、一応今のところ保護者のニーズあるいは市民のニーズに応えるサービスの提供に努めていると理解をしております。

それから金城の里がございしますが、これは1つだけありますけれども、これも利点を生かしておりますし、それから地元の良好な地域コミュニティーの場として活用できているということが非常に大きいことでもあります。やはり民間の経営ノウハウを導入することで、住民ニーズへも積極的な対応が図られているふうに考えております。

商工観光関係ではやはり相当数がありますけれども、民間活力によりまして公の施設としての役割は十分果たしていると評価をしているところであります。

経済効果でありますけれども、まず市民会館については、これは発足当初から財団による運営でありましたのでなかなか比較はできませんけれども、ディスポート南魚沼は直営の平成7年と平成23年を比較しますと、利用者実績で14.8%増、人件費を含めた経費の比較では約40%減少しているということでもあります。そういうことも含めると財政効果は大きく図られた。そして自主事業の中では405%と非常に大きな伸びを見せております。

保育園関係におきますと、平成24年度で3件の合計で年間約6,000万円弱であります、16%の削減いわゆる経済効果があったということでもあります。

金城の里では運営についてももうずっと黒字でありまして、入浴者数も平成22年度は5万

5,000人であったのが、24年度は6万2,000人、こうすることで安定した収入と入浴者数の増加が図られております。

商工観光のほうは数がいっぱいありますので、もし必要であれば個別の部分も後ほど申し上げますけれども、支出は減って財政効果は、大きくという部分には至らないかもしれませんが、これはきちんと出ていると検証をしております。

地区施設利用コミュニティの独自性と強調ということでもあります。施設の維持管理に特段のご協力をいただいておりますコミュニティの皆さんとの関わりにつきましては、利用者の方の公平な施設利用ができることを前提に、施設のそれぞれの状況に応じて個別の協議をしながら効率的な運営を図っていきたい。一概に1つの基準でとんということにはなかなかいかない。先般も大和のサッカーコートといいますか練習場等の問題も出ましたけれども、そのほかにそれぞれの地域の集会所ですかセンター、こういうこともありますので、なかなか1つの基準の中で全部定め運営していくということにはなりませんけれども、それぞれの状況に応じて柔軟な対応をいただいているということでもあります。

責任範囲と継続性でありますけれども、今議員おっしゃったように指定管理者制度は、指定管理者が自治体にかかわって管理・運営を代行ということでありまして、指定管理に課せられる責任あるいは委託業務も非常に大きくなっているわけでありまして、当然ですが市が設置者としての役割、責任、これは担うものということになっておりまして、その責任範囲については施設の特性、あるいは指定管理者の能力、財務体質これらを考慮して取り決めておりまして、協定書によって双方で確認をしております。

期間につきましては、新規参入あるいは指定管理者の変更こういうことが容易であるか否か、専門性あるいは継続性こういうことも考慮して定めているところであります。検証によって高い評価を得られるようであれば、次回の参入についても非常に有利になることという、これは当然のことです。

検証を踏まえての今後の展開でありますけれども、検証によりまして指定管理者の管理代行が仕様書あるいは事業計画に定められた水準に達していないと判断した場合は、指定管理者に対して市が改善勧告こういうことも行うことができますし、指定管理者はその改善勧告等に基づいて、業務改善に向けて取り組むという責任が発生してくるわけです。

市では検証の結果を十分生かして、指定管理者制度の趣旨であります民間事業者のノウハウを十分生かせる、そして利用者の利便性が高まる運営につなげていけるように努めていかなければならないということでもあります。

先ほど触れました商工観光で担当してある部分は、八海山麓の観光施設から棟方志功アートステーションまで11か所程度ございますので、これがもし議員のほうでこの部分はどうかということがありましたらご質問いただければ、その都度お答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。概要としては以上であります。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 指定管理者制度の検証を

ご答弁ありがとうございました。大体非常にうまくいっているような答弁をいただきました。ちょっと観点的に違うかも……。指定管理者ということで伺っていければと思います。

まず、まちづくりの観点から「自然・人・産業の和で築く安心のまち」これを目標にしてまちづくりを進めている中で、この制度をどう活用すれば安心のまちづくりができるのか、目標とするまちづくりの推進にどう効果があるのか、結果として市民にとってどう有益なのか、市民のそういうサービスへの効果、市長の基本的な指定管理者制度そのものをどういう方向でこれからまちづくりに生かしていくのかという、その基本のところを一言お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 指定管理者制度の検証を

指定管理者制度の趣旨は先ほど議員からおっしゃっていただいたとおりでありますので、我々も当然その趣旨を生かしながら、趣旨にのっとりながらやっていくということですが、指定管理者制度というのはいわゆる協働という部分に大きく関わってくるものだと思っております。そういう中で、市が直接的ではありませんけれども、指定管理者制度に移行をした中で市民の皆さん方が、とにかくその施設の利用をする頻度が増えたということよりは、利用しやすくなったとかそういう満足感を得ていただくことが一番だと思っております。まさに民間、官・民これが協働でまちづくりに入ってくるその基本だと思っております。ですので、その協働という部分を重視をしながらこの指定管理者制度の趣旨を十分生かして今後も運営をしてまいりたいと思っております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 指定管理者制度の検証を

一番私もそのことを何とか聞ければなということで、協働という単語が出てきて非常によかったなと思っております。それで本来、指定管理者制度を導入するについて少し細かなほうに入っていきますが、公の施設について直営にすべきもの、導入を随意契約にすべきもの、公募にすべきものといった判断基準がそれぞれに必要なだと思います。今、最初の答弁の中にいただきましたいろいろな種類の公の施設がある中で、ある程度そういう部門分けというのが必要だと思うわけです。それぞれ個々の施設の設置目的、管理運用手段、方法等が正確に客観的にそれぞれ分類されて、把握されていなければならないと思っております。

このためには公共施設の配置計画、もしくは再配置計画みたいなものが策定されているべきではないかと思うわけであります。そういうのがあれば客観的に施設ごとの比較ができますし、そういうのができているのか。そしてそういった基準となる基礎となるものをベースにして、さらに利用者の声や各施設の総掛かり、フルコストですね、そういったものを全て把握した後、導入への検討がなされるべきと考えます。

南魚沼市のアクションプランからはちょっとそういう一覧ができている云々というのが読み取れなかったもので、そういうものがどう計画なり、一覧表なりどうですかということを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 指定管理者制度の検証を

本来は今議員がおっしゃったように、配置計画も含めてきちんとした上で、この指定管理者制度を導入ということが一番ベターではあります。しかし、南魚沼市が導入した際は、3町が合併をしてそれぞれ抱えている施設の中で、この部分は直営、この部分は指定管理者という考え方の中で分けていったわけでありまして、1つ誤算であったのは、やっぱり図書館ですね。当初は指定管理ということで今やっているわけですがけれども、誤算ということじゃないですけれども、やはり指定管理制度にはあまりなじまない。いくら工夫をしたところで、お客さんが増えるとか増えないとかということは出てくるのでしょうけれども、いわゆる経費の改善とかそういう部分になりますと非常に疑問が出てくるわけでありまして、その辺は今後もう直営でやるとしてあるわけです。今まさに議員がおっしゃったことをきちんとやらないと、今後が非常に厳しくなってくるということでありまして。

そして今後、不要な施設も出てまいります。また、新たにつくる施設もそう多くはないと思いますけれども出てまいるわけでありまして、それらを総合的に見ながらです。今、検討を始めたのは、いわゆる公の施設で今後これを継続していかなければならないもの、あるいは廃止をしても不都合でなくなるという部分も含めまして、旧3町で全部設置した部分ですから、これらの統廃合的な部分、学校は別ですけれども、そういうことを今検討を始めたところでありまして。それらがきちんとでき上がった時点で、また新たな指定管理の中でじゃあこの部分がどう生かせるか、それは検討を始めているということでありまして。

先般、条例も議決いただきましたように、今度は大原運動公園は、あの公園を単独で切り離して指定管理者制度に持ち込もうとそういうこと。それから、大和のほうでも出ましたけれども、野球場やサッカーコート、こういう部分を今度は指定管理者制度に入れていこうとか、そういう模索といいますか試みはやっております。けれども、今議員がおっしゃったようなきちんとした計画に基づいてという部分はまだでき上がっておりませんので、今後の課題だと認識をしております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 指定管理者制度の検証を

ありがとうございました。ぜひそういう計画をつくって、きちんと再配置して効率を重視していただければと思います。確かに今言いましたように、平成22年の一般質問の中で市長は施設選定について個々に判断すると実際述べられていました。ベースとなる基礎調査がしっかりできていない状態だとすると、個々に検討され、市民の施設に関して効率性だけを優先してなされるような感覚を市民が持つようだとすると、市長のまちづくりそのものに対するかじ取りにやや不安を感じざるを得ないということは確かにあります。

次に進みまして先ほどの客観的な比較できるデータベースがあればそれをもとに、市民に対して今度そのそれぞれの施設が指定管理に値するべき、もしくはそうじゃないといったような基準を、ある程度示すべきだと思うのです。そうすればすごくわかりやすいし、透明性

が出ると思います。その辺いかがですか。

○議長 市長。

○市長 指定管理者制度の検証を

まさにそのとおりでありまして、先ほど触れましたように、何でもかんでも指定管理というわけではないわけでありまして、若干やはり今の流れの中では、何でもかんでも指定管理という部分が見えなくもない。これらはきちんと整理をしていかなければなりませんし、議員が冒頭触れましたように、地域のコミュニティーを継続できないような施設の廃止とかそういうことはやっぱり考えてはならない。原点には地域コミュニティーをどう維持していくか、そして発展させていくかという部分をきちんと理念として持ちながら、施設の統廃合やあるいは新たに設置をする部分もあるかもわかりませんが、そういう部分を今考えていかなければならないことだと思っております。

○議長 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 指定管理者制度の検証を

ぜひ、そういうふうにお願いします。次に導入後の現状の評価について伺います。この指定管理者制度を何のために導入するのかが、全市民にもやはりまだはっきり伝わっていない気がします。そして、全庁職員にも共通認識として持ちながらこれは進めていかななくてははいけない。経済的な効率性を追求する行政に対して、市民はサービスの質はどうなるんだという観点のみです。つまり、本来市民サービスの向上を考えるのであれば、効率性というよりも行政についてはコストの面のみならず、サービス面、単に施設管理だけではなく行政目的達成のための高度なマネジメントこれが必要になってきます。

制度の導入と運用が本当に市民のためになっているかということ、しっかり検証できる体制になっているかということですね。実際に制度が導入された後、施設本来の役割と市民サービス向上に対する判断、その判断に至る評価基準というのがやっぱり必要になってきます。平成24年、平成25年アクションプランというのを見ますと、今だ評価・指針を作成するためのモニタリング調査の試行継続となっています。

7年目にしてまだ評価指針ができていないというように思われるわけですが、果たして指定管理者制度が市民サービス向上に寄与しているかという判断が、的確にできていないのではないかと言える気がするのです。端的に、平成25年のアクションプランの行政改革推進委員の総合評価が載っております。新たな指定管理者委託への検証という部分の項目に対して、推進委員の評価はあまり満足できないとなっているわけです。ですから、その評価、仕方というのを早急にも判断して、トータルでその効果というのを市民に明示できるそういう施策が必要だと思うのですがいかがですか。

○議長 長 市長。

○市長 指定管理者制度の検証を

当然そういうことにもっていかなければならないわけでありまして、私が壇上でもちょっと申し上げましたように、個々の施設によってそれぞれの特性がございます。一律に、

例えば収入が伸びているからそれでいいやとか、入館者、入場者数が増えているからそれでいいやという単純なものではない部分も相当ございます。その辺の判断基準を個々に全部設けるといわれるとこれは非常に難しい部分がありますから、ある意味例えば福祉部門とか、観光部門とか、あるいは体育部門とかという部分に分けてその判断基準をある程度策定していかなければならないと思っておりますけれども、その中でもやっぱり一様ではないわけがあります。目指すところは市民の皆さん方が、やっぱり今までより使い勝手がよくなったと、ここが一番であります。そしてその上で財政効果が表れるということが一番でありますので、それらを今企画政策課のほうで、どういう判断基準を設ければいいのかというのを模索中ではありますが、ちょっとやっぱり時間がかかると思います。

ただ、個々の施設についての今の現状、入館者数がこれだけ伸びて、あるいはこれだけ減って、そして経済効果としては非常に前よりは悪くなったとかよくなったとかと、そのことは全部今検証できておりますので、今度はそれをトータル的にじゃあどういふふうに判断をしていくか、今後のまた指定がえ、かえるというか再指定も含めてそれらの判断基準をつくらなければならないわけでありまして。今、触れましたように個々の部分では非常にみんな一様ではありませんので、そこがやっぱり隘路とはなっておりますが、そうは言っておれませんできちんとした作業をスピードアップしていきたいと思っております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 指定管理者制度の検証を

確かに非常に大変だと思います。全部施設設置の目的から全て違っているわけで、地域によって各旧町の立ち上がり、成り立ちによって全部今までも違っていたと思います。ただ、言えるのは平成23年からモニタリングの評価制度の試行が始まって、去年の6月にまとまったと。ただし、平成25年のアクションプランのところを見ると、まだもう1年モニタリング調査をするというふうに出ているわけです。23年からやってまたもう1年モニタリング調査をして、26年のいつごろそれをまとめて、じゃあ、ある基準がいつできるのかというそういうスピード的な時期的な感覚が、どうもちょっとこれでは緩慢じゃないかなという印象を受けるわけです。その時間的なスケジュール的なものとあわせて、ここに市民の声はどういふふうに反映できるのかなという、一問一答の中で2つみたいですが、期間的なもの、それから市民の声ということで市長のお考えがあれば。

○議 長 市長。

○市 長 指定管理者制度の検証を

期間的なものにつきましては、今ほど触れましたように極力早くということ以外に、私が何年までに——ただ、もう一度25年にモニタリングをやっているわけでありまして、遅くても来年度中ぐらいにある程度の方向性が出ないと、これは何をしているんだということになりかねないと思っておりますので、そういうふうにもた事務方の……。大丈夫か。来年ということでもあります。

市民の評価はもうさまざまだと思います。ある意味アンケートをとるのか、直接聞いて回

るというのは非常に難しい面がありますので、やっぱりアンケートとかパブリックコメント的な部分から、市民の声を拾い出すということ以外にないような気がしております。指定管理者となっていられる皆さん方は、直接的に市民の声を確か聞いている部分もあわるわけですので、それらを総合的にモニタリングをさせていただくということになるのかと思います。具体的な手法等について、私がまだ十分に把握をしておりませんので、総務部のほうで企画政策課のほうでそういう具体的な部分があったら——では総務課長にちょっと補足答弁をさせます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 指定管理者制度の検証を

モニタリングについては遅れていて大変申しわけございません。具体的には市長が申し上げましたように、それぞれの施設でかなり事情等が変わっておりますので、その辺をどうするかという部分のまず方針という部分をきちんと立てた上で、ある意味部門ごとの評価の基準をつくっていくという形になるかなと考えております。

それから市民の皆さんの声という部分、この部分も何とか取り入れていきたいと考えております。以上です。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 指定管理者制度の検証を

ぜひ、これはスピードアップが必要だと思いますし、市民の声を十分に聞き入れて欲しい。その市民の声ということで（3）につながるかと思うんですが、公共施設の運営管理に対する基本的な変更になります。例えばそこに指定管理者が別に入るとすることで、公共施設の持ち主である——この前も言わせてもらいましたが、持ち主である市民に対して、市民の意見聴取、それから指定管理者制度へ移行したときのメリットや影響、そういった市民の声。実際今回の条例の改正のときも、後ほどそれこそサッカーをやられている方に聞いたら、全然聞いていないよということでもあります。市民が自主的、主体的に施設を適正に管理運営しているそういったものについて、一律画一的にひとくくりにしていいものかどうかというのは、ちょっと疑問に残りました。

仮に条例からはずしておいて、その人たちが管理運営できない、だめじゃないかという場面が出てきたら、それを条例改正で入れてしまえばいいことであって、今回についてはそういう説明もなされていなかったと。トータルで言いますと、もう少し市民目線というのが行政改革、市民参画による協働のまちづくりというところでは必要なのではないかなという気がしました。ともにやっぱり情報を、こうすればこういったメリットがあるんだよとか、こうすれば楽になるんだよとか、そういうお互いに情報を持ち合えば、もっともっと指定管理制度というのは有効にやっていけるかなと思いますが、もう少し市民の声を聞くという部分で考えはいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 指定管理者制度の検証を



市民の皆さんの声を聞くということについて、全く異論があるわけではありませんが、先ほどからもちょっと触れておりますように施設がさまざまありますので、その辺に若干配慮が欠けたと言われれば、それは反省をしなければならないわけであります。

ただ、指定管理制度になってその皆さん方が全部排除されるという考え方は全く持っているわけではありません。申しあげましたように、大原運動公園では今、文化スポーツ振興公社が指定管理者になっておりますけれども、ずっと直接携わってきた森林組合等にその部分的な委託もしている。そういうことを駆使しながら、地元の皆さん方から、あるいは使っている皆さん方から、不平や不満が出ないようにしていかなければならないということであります。

その皆さん方にこういうふうにしていくよという声がかからなかったということは、これは反省すべき点だと思っておりますけれども、ただ、前にもちょっと触れましたように、我々がこうしてつくってきて管理していきっているのだから、それは我々の施設だという考え方はやっぱりちょっと捨てていただかないと、あくまでも市民のためと、今、議員おっしゃったようにですね。市が勝手に何かしようという意味ではなくて、あくまでも市民のためという部分であります。「これはもう俺らがこうしたきたのだから、俺らのものだ」という考え方はちょっとはずしていただかないと、公の施設ということについては疑義が残ってまいります。決してそれを排除しようとか、使い勝手を悪くしようとかそういうことを言っているわけではありませんけれども、簡単に言うとある意味愛着があり過ぎてその部分がエゴになっていかないうような形を、やっぱり我々も目指していかなければならないと思っております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 指定管理者制度の検証を

了解です。そういうことで、今市民に話がなかったという説明といえば説明ですけれども——そろっとあまり長くなるとしつこいなという意見も出るかもしれませんが——平成 21 年ですね、大和野球場を直営に戻しました。同時にそのときは三、四の施設を直営に戻しました。そのとき市長は1回やったけれども、ちょっと馴染まないだろうということで直営に戻しました。説明とすると「ちょっと馴染まないだろう」という部分だけであります。それ以外の具体的な説明はなかったと思います。副市長を会長として選定審議会は進めているわけですが、過去の選定を翻して直営にしたわけですね。直営にした後さらに今回また指定管理に入っているのです。また今回指定管理に入るについての説明も、特別指定管理に一括にしたほうが効率的だという程度で、最初に指定管理になった以降の問題点、それから今回直営でやってきた問題点、そして今後効果がどうなって、どういうふうに考えてまた指定管理に入れたのか、そういったポイント、ポイントの説明がなされていないのです。聞くとどうも非常に行政主体でぼんぼん話が進んでいって、市民が脇に置かれているような気がするんですが、その辺市長考えはどうでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 指定管理者制度の検証を

今回指定管理に戻す、あるいはまた直営に戻すという部分を、条例を上程した際に、担当課長からちょっと説明があったと思いますけれども、今までのスポーツ施設の中を分割をさせていただくということでもあります。いわゆる大原運動公園は一つのものとして指定管理者制度に回す。そしてディスポートと市民会館はちょっと切り離しができませんのでその中にまた一緒に含めて、市のそういう施設をやはり指定管理者制度運用で問題がないという部分については、また前言を翻すようでもありますけれども、戻させていただいたということでもありますして、特別な効果がどうだ、こうだという部分まで個々には検証はしていないと思います。いません。

例えば大和野球場をどう検証するか。使う皆さん方に不便が生じるということは全くないわけでありまして。ないわけでありまして、私たちとしますと一元的にやっぱり管理をさせていただいたほうがいいと。あるいは図書館につきましては先ほど触れましたように、これはもう指定管理に私は馴染まないと思っておりましたので、これは直営に戻させていただこうとか、そういう判断基準の中でやらせていただいたわけでありまして。そこが議員の側から見ますと、いや市民に説明はない、何だという話になろうかと思っておりますのでそれは反省の材料とさせていただいて、結果として市民の皆さん方が使い勝手が悪くなったということにならないように、きちんと努めさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 指定管理者制度の検証を

それでは最後になりますが、民間の事業者が行うことのほうが効率的であると判断されるものについてはこれから推進しようといったことが、アクションプランでも述べられています。それはそれでいいと思っております。ただ、今後の展開について市民との協働を推進するという導入を進めるその中に、じゃあちょっと大規模な上下水道とか、福祉施設だとかこういうものを、将来こういうふうを考えているんだよといったスケジュール的なものがあれば、できれば事前に効果を含めて、ちょっと市民に公表すべきだなと思っております。その答弁をいただきながら、あと前段に言われました、とにかく施設の体系的なまとめ、そして評価基準そういったものを、ぜひ早急にまとめていただければと考えております。市長、最後の答弁をお願いします。

○議長 長 市長。

○市 長 指定管理者制度の検証を

今後の予定はまだ正式に決めたということではないわけでありまして、ご承知のように1つ、塩沢の塩沢保育園、中保育園これを統合させていただく中で、この部分については指定管理者制度、民間委託にしていこうと、これはもう皆さん方にずっと前からお話ししておきでありまして、いよいよ具体的になってこようかと思っております。ただ、まだいつだとかこうだという部分を、今ここでお話を申し上げるところには至っておりませんので、そう遅くない時期にはこの部分をきちんと情報開示をしていきたいと思っております。

今聞きましたら、下水道部分は指定管理者制度ということにはならないそうであります。

何とかという法律があるとか。上水のほうは、まだ検討という段階でありますけれども、検討ですよ、民間委託した場合どうなるんだろうと。そういうことは水道事業管理者を含めて水道課のほうで、頭の中にはありますが、それを今じゃあ何年にどうだ、いつ頃こうだということを想定をしているわけではありませんので、検討をしてみてもうなるのだろう、どういうメリットがあるんだろう、あるいはどういうデメリットがあるんだろうと、このことは検討しているという段階であります。ですので明示ができる段階ではない。

大体今おおまかな部分につきましては、その2つが一応検討ということでもありませんけれども、保育園のほうは検討段階を超えて実施段階に移っていきたいと思っておりますが、水道の部分についてはまだちょっと先が見えたというところではありません。下水道はじゃあどうなるのか……（何事か言う者あり）全くの民間委託という部分に、やるとすればなるようでありますので、それも将来的にはやっぱり考えていかなければならないことだと思っております。施設が全部出来上がって、あとは維持管理だけになっていくという部分になりますと、これはずっと公でやっていかなければならないという部分からは、はずれるとは言いませんけれども、ある程度考えてもいいという部分はあります。その辺は全く見通しがあるわけではありませんけれども、今後の課題として検討をしていかなければならない事項だと認識をしております。

○議 長 質問順位 9 番、議席番号 17 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 おはようございます。議長より発言を許されましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

#### 1 地域新事業コラボレーション・プログラムについて

最初に国際大学と南魚沼市による「地域新事業コラボレーション・プログラム」について質問をさせていただきます。7月、国際大学が南魚沼市との共同事業として「地域新事業コラボレーション・プログラム」を立ち上げました。これは南魚沼市に拠点のある中小企業、NPO等を対象に、著名人の講演会、経営・財務・IT戦略をはじめ、海外市場における市場調査、ブランド戦略など、幅広い支援をしようとする内容です。日本の著名な企業をスポンサーとする国際大学、また各大学の研究者との広範なパイプを持つ国際大学だからこそできるものであり、またASEAN諸国を中心にこれまで多くの留学生を受け入れ、その多くの方々が各国の政府の要職をはじめ、多くの分野で活躍されている国際大学だからこそできる、産・学・官連携プログラムこうしたものであると思います。

これに大きな期待をかけているわけですが、1番目としてこのような「産」「学」「官」連携の産業支援事業の成否が成功するか否かは、多くの要因がありますけれども、最も重要な要因として支援を受ける企業側が必要としているこの内容を、それぞれ違う異なる各企業のニーズに合わせて現場に適した形で供給することができるかどうか、これにかかっていると思います。したがって「学」「官」の側が、企業現場に密着して支援することが必要な課題であろうとこのように考えております。そうした具体的な方法論についてどのように考えているのかまず、最初にお聞きします。

2番目は現在の南魚沼市の最も重要な課題の1つといわれているのが、産業力のアップであると思います。きのうの一般質問で市長の答弁にあったように、確かに有効求人倍率は1.0を超しておりますが、その内容については、やはり学卒者あるいは高卒者の正規採用し、きちんと雇用を継続していく、そうした内容の求人がどれだけあるのか。そうしたところを考えますと、やはり南魚沼市の産業力をしっかりと向上させ、仕事を増やし、市民の稼ぎを増やすこと、こうしたことに継続的に努めていくことで、ひいては人口減少を最低限に食い止め、市の力の維持・向上を目指すことができるのではないかとこのように思っております。

また、ASEAN諸国との交流拡大こうした範囲にとどまらず、このプログラムの当市の産業界への水平的な展開による波及効果も期待しているところでありますが、そこまでの考えがあるのかお聞きをいたします。以上、1回目の質問といたします。

○議 長 腰越 晃君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 腰越議員の質問にお答え申し上げます。

### 1 地域新事業コラボレーション・プログラムについて

このICLOVE(アイクラブ)につきましてはもう議員ご承知のとおりでありますので、特に説明は避けませんが、今国際大学あるいは明治大学との連携をとりながら、日々、市内企業事業所へのプログラム周知と、利用の推進を今図っているところであります。具体的な方法でありますけれども、今議員おっしゃったように、この産業支援への取り組みの成否は、もう当然ですけれども企業・事業所側が必要としている支援をいかに適切な形で行えるか、これにかかってくるわけでありまして、

そのためまず前段といたしまして、各企業・事業所が抱えている問題やニーズを洗い出し、その結果に基づいて国際大学や市が、その企業と密接に連携をとりながら対処していくということが必要であります。

その問題やニーズをつかむために、先月、市内の事業所のうち業種・雇用者数等の条件で抽出を行った約230事業所に、本事業の実施プログラムへの「賛同表明書」を送らせていただきました。あわせて問題・ニーズをお知らせいただくアンケート用紙も同封させていただきましたところでありまして。その後、農業法人の皆様方についても同様の連絡をさせていただきました。随時、返信封筒にてご連絡をいただいているところでありますが、この後はこの結果をもとにすでに要請をいただいているところも含めた実施の可能性を検討した中で、国際大学の教授と学生がチームをつくって、市と連携をとりながらできるだけ密に、できれば2週間に1回程度は事業所と連絡をとりながら対応していくということで、今予定を立てているところであります。

水平的な展開による波及効果であります。これは今ほど触れましたように230事業所にお送りした書類の中に、「賛同書」という部分も同封させていただいております。これはこの用紙で本プログラムへの賛同を表明いただくことによりまして、その事業所の名前をICLOVEのホームページ上で賛同事業所として掲載して、それによって世界各国にネットワークを持ちます国際大学の利点を生かして、事業所名を外に対してまずアピールする、この効

果をねらっているところでもあります。

また、賛同事業所によります、メールアドレスこれをお知らせいただくことによりまして、メールマガジンによって随時、I C L O V Eのスケジュールあるいは講座等の情報をお送りさせていただきます。

いずれにしても業種にこだわりなく対応させていただきたいと思っておりますので、この取り組みにさまざまな要望をお出しただいて、それを成果に少しでもつなげていくことができれば、議員がおっしゃったように将来的に、雇用あるいは市民の収入の増につながる、ひいては産業界への大きな波及効果が出てくるものだと思っております。

なお、この賛同表明につきましては無料で行っておりますので、より多くの事業所の皆様方から表明をいただければ、多い情報も我々のところへ集まるということでもありますので、また議員のほうからもそれぞれお勧めいただければ大変ありがたいと思うところでもあります。以上であります。

○議 長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 1 地域新事業コラボレーション・プログラムについて

再質問をさせていただきます。今答弁を伺っていきまして直感的に感じたのは、やはり官、行政側からのある意味ちょっと言い過ぎかもしれませんが、一方的な企業への投げかけの内容、それで賛同できるかどうか問うてみたというところまでの状況かなというように感じました。率直な感想でございます。

さて、今後についてでございますけれども、これはASEAN諸国への進出こうしたものを前提条件としているプログラムであろうかと思えます。そうしたところで個別企業からこういう部分について、こういう支援をお願いしたい。それに対して、官、学の側からその企業を訪問し、指導をした例はございますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域新事業コラボレーション・プログラムについて

前段についてちょっと触れますが、ある意味、官僚的だという言い方でありませぬけれども、この質問書の内容ですね、これを議員ご存知でしょうか。ご覧いただければおわかりのとおり、全く我々のほうから押し付けるとかそういうことではなくて、内容をお知らせして、そしてもしご賛同がいただければということ。それからアンケートも今現在の部分を答えていただきたいとそれだけありますので、ちょっとその議員の指摘は当たらないと思っておりますが、これは私の思いであります。

そのあとの部門でありますけれども、市と国際大学が連携をして、個別の企業に相談あるいは指導ということを行ったことは今まではありません。

○議 長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 1 地域新事業コラボレーション・プログラムについて

今後この事業をいわゆる目的どおりに展開させ、あるべき効果を生み出していくということになっていきますと、やはり今ほど質問した内容が当然の課題になってくるのではないかと

と考えているわけですが、その点についてそうした実際に企業に出て行って指導なりをする、また企業が学校のほうに来てもらえるわけで、そうした展開というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域新事業コラボレーション・プログラムについて

まさにそのことをやろうということでもあります。ですから、皆さん方を常に一堂に集めて講演をしたり、一般的なビジネスのノウハウを伝えたりということではないわけでありまして、そういうものもやりますけれども、個別にきちんとやっていかなければ、それぞれの企業の良さも出てきませんので、そういうことをきちんとやろうとしています。

それで今、9月5日時点でアンケートの回答が50ありまして、賛同が35社であります。すでに要請がある案件としますと、ホテルのホームページの英語版の作成、あるいはホテルへのビジネス英語講座の実施、東南アジア雑貨輸入についての協力、農業関係の販路拡大、経営改善等の検討ということが、「我々はこういうことを求めているんだ」という返答が返ってきておりますので、こういう部分を全部総合的にきちんと一回把握をして、そしてその後は個別、個別になる部分も当然でてくるわけです。そういう展開をしていかないと、風呂敷だけ広げて何も入っていなかったということになりかねませんので、それはきちんとやっていこうと。国際大学のほうもそのことが目的でありますので、明治大学も含めてよろしくお願いたします。

○議 長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 1 地域新事業コラボレーション・プログラムについて

今の答弁で一応、市長がそういうことをおっしゃっていただいたということで、1番については納得をしたというところであります。

「企業は人なり」というようによく言われるわけですが、支援する側も支援を受ける側も、人間性やコミュニケーション能力が重要な要素になるであろうと考えております。とりわけ企業をサポートしていく「学」の豊富な経営戦略上の知識、情報、ノウハウこうしたものや、担当者のコンサルティング能力、また、このプログラムを進めていく上で「官」のコーディネートやり方、こうしたものが重要と考えております。とりわけこの質問では、「官」のコーディネートといいますか、「学」といわゆる「産」の間に入ってコーディネートをしていくための重要な要素といいますかやり方、こうしたもので市長が考えておられることがあれば1番に関係してお聞きしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域新事業コラボレーション・プログラムについて

我々は経営ノウハウを持っているわけでもありませんし、また海外も含めてそういうビジネス関係のつながりを持っているわけでもほとんどないわけでありまして、今議員がおっしゃったようにまさに「産」と「学」のいわゆる仲人役であります。コーディネート何ていうとばかに上品、あるいは相当レベルの高い部分に聞こえますけれども、そういうことも含め

て、とにかく「産」、産業界の皆さん方の思っているところ、あるいは願いたいところがどの辺にあるかということを中心に把握をして、それを「学」と一緒になって「産」「学」我々も含めてですけれども、考えていこうと。

それを引き合わせをやるのが我々でありますので、当然議員のおっしゃったようなことを私たちが中心になってやっていくということでもあります。あまり高邁に出発点を捉えますと、ちょっとやっぱり失敗する恐れがありますので、地道に泥臭くやっていかなければならないと思っております。

○議 長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 1 地域新事業コラボレーション・プログラムについて

まさに今の答弁にあったように、英語何て使う必要のない、本当に地道に泥臭く企業や学校の先生と接触しながらその間に入って、本当に望んでいる企業力がアップできるような、そういう今おっしゃられた仲人役ですね——仲人役と言ったらいいのでしょうか。そういういろいろな意味で細やかな対応というのが、行政に必要とされてくるであろうと、それを今考えているところです。

また、本当に今、商工観光を中心にやっているわけですが、組織的な展開というのも必要になるかもしれません。担当を1人や2人じゃなくて、いろいろな意味で拡大をしていってほしい、そのように考えているところであります。今の答弁をお聞きしまして1番は終わります。

2番ですけれども、やはりちょっと違った角度で見ますと、当南魚沼市の財政力指数というのがありますが、合併した当時は0.5、いわゆる半分以上は市で稼いでいたという、市で必要なお金は市で稼いでいたという——これはちょっと乱暴な言い方ですけれども、そういう状況であった。ただ、今はもう約0.4になっているわけで、どんどん市の財政力指数というのは落ちてきています。

言いかえれば、いわゆる市の総合的な力が少しずつ減退しているのではないか。そうした見方からも考えていくと、こうしたこのプログラムだけではありません。きのうの市長の答弁にもありましたように、メディカルタウン構想というものがあるわけですけれども、いわゆるこうしたものを複合的にやりながら、それも地道に継続してやりながら、全体的な市の産業力を向上させていくという、そういう考えが必要であろうと思っているわけです。

1回目の答弁をいただきましたけれども、そうしたいろいろな施策をミックスしていきながら、こうしたものを中心に据えて産業力そのものをつけていくという意味で、もう少し具体的な考え方があってもいいんじゃないかなと常々私は思っていますが、市長今後の展開について思うところがあればお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域新事業コラボレーション・プログラムについて

非常に難しいご質問でございまして、確かに財政力指数が若干下がっておりますけれども、それが即、市の力が落ちているということには私は捉えておりません。3町で合併した成果

が、今非常に大きく上がってきているところでありまして、当然ですけれどもいわゆる外部からみますと、財政力指数はそれとして、南魚沼の総合力というのは、非常に大きく評価をされているところでもあります。個々の指数を1つずつ追っていけば、では今度は実質公債費比率も下がってきたからいいじゃないとか、そういうことになるわけですがけれども、いわゆる総合力でありますので。ただ、指数はみんな高いほう、あるいはいいほうがいいわけですので、それらについては努力をしなければならないと思っております。

その中で今やっぱり私たちが市の大きな飛躍のもとになる部分、これから飛躍していかなければならない部分というのは、やっぱり農業、これをもう一度きちんと構築し直さなければならないと思っております。きのうですか、ちょっと触れましたように、米の販売、そして生産、生産販売ですがこれをきちんともう一度再構築する。

観光も当然ございます。今スキー観光が斜陽だと言われておりまして、市内の観光関係もある意味下がり気味ということでもありますけれども、これもスキーはスキーといたしまして、グリーンシーズンも含めてどう観光客をまた呼び込めるか。呼び込んでこなければならないわけですので、そのための第一弾といたしまして、市の観光協会を今泉記念館のほうに移設をして、あそこで総合的な情報の発信と受信も含めて市を大々的にやっていこうと。そういう中ではきのうちょっと触れましたけれども、もう具体的に深川の郵便局でやっていこうとか、そういうことを始めているところでありまして、地域の皆さん方もそれぞれまたグルメ、あるいはトレイルとかそういう市の魅力をアップできるような取り組みも、積極的にやっていただいております。

観光面はこれから、スキーも含めてですけれども、私はある程度伸びていくと思っておりますし、いかなければなりません。させなければなりません。これはきちんとした戦略を持ってやっていくことだと思っております。ただ、戦略的にどうだこうだということ、もうこれが柱だという部分が固定的に固まっているわけではありませぬので、ちょっとこのことは、もう一度検討し直すということよりは、検討しなければならないということでもあります。

きのうも触れましたように 2020 年の東京オリンピックこれは我々の地域にとっても非常に大きな期待でありますし、効果を生み出せるものだと思っておりますので、具体的にその部分を今度はプロジェクトをつくってやっていくということでもあります。もう1つはやっぱり——もう1つはというか一番大事なことでありますけれども、雇用の場であります。これがないということになりますと、どんどんと人口の流出は進むわけでありますので、まずはメディカルタウン構想の実現に向けて、今全力を尽くそうと思っております。それを基礎、礎として市内全域が——当然市内全域がメディカルタウンでありますから、そういう部分では。でも、若い職員からメディカルタウン構想の具体的な名称は何にするんだとこういう疑問がありまして、いや今メディカルタウン構想ということでやっているけれども、いい何々タウンであるか、何々にであるかは別ですけれども、そのプロジェクトの名前を考えてくれという話もしてあります。職員からもそういう反応もでてきておりますので、具体的なことを早く実施をしていきたい。とにかく1つでも2つでも、まず開院前に、あそこに進出して



くる企業が発表できるようになれば、これは大きな呼び水になるわけでありますので、今そのことに全力を尽くしているところであります。冒頭触れましたように総合力でこれから生き残っていくということを考えているところであります。

○議 長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 1 地域新事業コラボレーション・プログラムについて

ありがとうございました。最初に申し上げましたけれども、やはりこの地で育った子どもたちが、やっぱり外に出ていかれていろいろな高等教育を受けるわけですけれども、そういう子どもたちがしっかり帰ってこられる職場があるということ。メディカルタウン構想こうしたものも重要です。また、農業、観光の再構築というのも重要ですが、やはり最後に市長が今ほど答弁されました雇用の場を確保していくということ。ここにきちんと今申し上げましたように、もう1回言いますけれども、やっぱり学卒者そうした者がしっかり帰ってきて、しっかりと働ける、そういう場所を1つでも多くつくっていく。これは長い時間がかかると思いますが、当南魚沼市の立地条件からいっても最適な位置であると考えていますし、そうしたものを進めていってほしいと常々願っております。そうした産業展開というものを進めていっていただきたい。この本プログラムがやはりそうしたものの一貫、一助であることを期待しております。以上で1番の質問は終わります。

2 市立病院は、療養病床及び終末期医療を担うべき

2番の質問に移らせていただきます。市立病院は、療養病床及び終末期医療を担うべき。簡単に言えば今担っていないじゃないかと言われれば、担っていないじゃないかということになるわけですけれども。いろいろなケースの場合の話を伺う機会があるのですが、ある看護師さんと話したときに、やはり最後はたらい回しになってしまう。療養病棟といっても、病院によっては受け入れる患者と受け入れない患者がございます。また、かかる費用の差もございます。

何より一番問題なのは、やはり患者もしくは患者の家族が次に移る病院を探さなければならぬ。3か月しか置きませんよ、あるいは半年しか置きませんよ、あとは自分で探してくださいね、という状態に患者を置いていいのかどうかという根本的な問題があるように私は思っているわけです。

やはり、医療保険料を払って医療保険に入っているわけですし、ほとんどご老人なわけで、長い間一生懸命働き、家族のために地域のために汗を流してこられた。そうした方々の最期に近い場面がこれでいいのかという、まずそうした道徳的、倫理的といえますかそうした問題を感じるのです。

やはり、市立病院という南魚沼市が経営する病院ですから、こうした問題については国の制度等の壁はありますけれども、何ができるのか考えるべきではないか。こういう療養病棟を頼るようなご老人、あるいは自宅では終末期を迎えられないようなご老人、これをしっかり受け入れ、支える病院であるべきではないかというように思うわけですが、まずそうした考えについて市長に所感を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 先ほどちょっと答弁の中で申し上げたいこと失念してしまっていて、前段の問題であります。これと直接的に関係があるわけではありませんし、大和地区の議員の皆さんにはお知らせをしたところでもあります。ベースボールマガジン社が出版部門とカード発行部門を当市の今大和にあります、あそこの事業所に全部移管をしましてまいります。10月から職員が10人から15人増える。そして、今は当然、東京の本社のほうでやっている皆さんがこちらへ来るわけですけれども、徐々に地元採用に全部切りかえていくということでもあります。週刊誌はちょっと無理なようでもありますけれども、他の雑誌の出版部門は全部こちらへ移管をするということでもありますし、スポーツカードの発行部門もこちらへ移管をしていただくということで、先般、池田社長以下おいでいただいて決定したところでもありますので、一応お知らせを申し上げさせていただきます。

## 2 市立病院は、療養病床及び終末期医療を担うべき

市立病院の関係でありますけれども、現在はそうじゃないか。まさに現在もそのことを理念としてゆきぐに大和病院では、「私たちは、自然のうるおいの中で、人それぞれの希望に満ちたくらしを支え、地域医療を推進します」と、こういうことを掲げて医療提供をしているわけであります。

議員がおっしゃるように、そこに全部集中する、市立病院は全部もう療養型と終末期医療を担うんだということにはなりませんけれども、これをきちんと提供できなければ基幹病院ができたとしても、なかなか皆さん方から、納得は別ですけれども、安心をしていただけないという部分は出るわけであります。

そのほかにきのうもちょっと出ました、在宅医療の部門もございますので、当然人生の最期でありますこの終末医療をどうきちんとケアしていけるか、提供していけるかというのは大きな問題であります。今の大和病院の先生方もとにかくこのことについては、相当献身的に、そして考え方もすばらしいものを持っておりますので、議員がおっしゃったように全てこのことということにはなりません、こういう部門も含めてきちんとした医療体制を構築していくというのが、今の南魚沼市としての考え方でありますのでよろしく願いいたします。

いろいろですね、保険、医療、福祉、介護こういう連携と終末期医療、これは全部連携してまいりますので、口で言うほど簡単なことではありませんけれども、議員のおっしゃっている意味は十分理解をしながら、そういう方向をきちんと築いていきたいと思っております。

○議 長 17番・腰越 晃君。

## ○腰越 晃君 2 市立病院は、療養病床及び終末期医療を担うべき

総論として伺いました。確かにきのうも在宅医療の質問が10番議員からありましたし、その中で「地域包括ケアシステム」といった名称のものが出てきました。今おっしゃったように、医療、介護そうしたものが非常に連携してやらなければならない部分だとあります。療養病棟によっても各病院でおそらくいろいろ条件があると思います。使用している薬品の1

か月あたりの金額であるとか、あるいは個々の病気、こうした病気は受け入れられないとかいろいろあるかと思います。

ただ、やっぱり私はそういういろいろな施設が、それぞれ条件整備をしながら何とかしていかなければならないというものよりも、患者一人一人に応じたやっぱり何らかの、療養病棟がいいのか、あるいは福祉施設がいいのか、あるいは自宅で面倒がみれるのか。いろいろな患者サイドに立った処理の仕方、こうしたものを患者の身になって決めていく、決めてあげられる。

それが今ですと最初に言いましたように、3か月たったら出てください。次はあなたが探してねと。端的に言えばこれでいいのかどうかという問題です。やはり次はあそこですよ、たらい回しはよくないですのでここへずっといてくださいね、これが本来の姿ではないかなと思います。

そうしたものに向かって、やっぱり行政を進めていくべきじゃないですか。具体的にこういう形を求めるんだという、そういう患者サイドに立った求める形とはどういうものなのかというのを、やはりお聞きしたいと思うんですけども、なかなか難しいことだと思いますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市立病院は、療養病床及び終末期医療を担うべき

理想は確かにそうではありますが、現実として医療法上、お医者さんが患者の言うことを聞いて「俺はまだこの病院にいたいんだ」と、「そうか、そうか」などということですと入院を延ばせるという状況にはありません。結局、医療行為を施さなければもうだめだという方は、それはそれでいいですけども、その中間、あるいはそうでないという方も、やっぱり相当いらっしゃるわけで、その方は議員ご承知のように特養ホームに例えば行っていただくとか、一時期間は自宅に帰っていただくとか、そういうことをやらないとこれは法律違反になりますので、お医者さんは患者さんの言うことを全部聞いてそれを対応するということは無理。これは現実としてありますので、そういうことはとてもできるものではない。

ただ、患者さんの意向もよく聞きながら、具体的にこれこれ、こういうことではあなたはこうだとかそういう話は、確か今も大和病院のほうできちんとやって対応しているわけでありまして、当然その精神は新しい六日町病院のほうにも引き継がれるわけでありまして。

いずれにしても、理想と現実の違う部分というのは、法律というものがある限り必ず出てくるわけです。ですので、そこをどういうふうに、となると結局病院のすぐ近くに介護施設といいますかそういうことを併設して、そこへすぐに行けるよとかということになればいいのでしょうかけれども、さあ、そのことが簡単にできるかということ、これもそう簡単ではないわけでありまして。大和の先生方とはそういうことも含めて今ちょっと話をしているというところでありまして。議員のその理想論のように、ほいとことは進みませんが、気持ちはそういう気持ちで医療行為にあたっているということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 2 市立病院は、療養病床及び終末期医療を担うべき

理想論を申し上げているわけで申しわけないと思いますけれども、当然法律の範囲でしかできないわけですが、いい法律か、悪い法律かと考えればあまりいい法律ではないなと思っています。そういう法律があった上でも、今市長が答弁で言われたように、介護施設と病院が併設されている、これも1つの解決手段になるわけです。いろいろな意味で、自宅では面倒をみれない人が療養病棟に入っているわけで、このことをやっぱりよく認識をしておかないといけないと思います。やっぱり患者サイドに立って、患者が次はどこに行こうか路頭に迷うことがないようにしっかりサポートしてあげるのが、行政の役割じゃないかと思っています。

そうした意味で最後の質問になりますけれども、3月定例会でやっぱり同じような地域医療について質問をしたときに、この療養病棟について市長は確か、何とか市のほうで行き場所に困るようなことがないように、療養病棟を調整するような方法を考えてみたいという答弁があったかと思いますが、大和病院がその窓口になるのであれば、これは非常にありがたいことでもあります。できれば、各患者さんの各病院どこに行ったらいいのか、どういう流れで行ったらいいのか、そうした調整ができるぐらい相談に乗っていただけるような仕組みをつくっていただければありがたいと、そのように私は思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市立病院は、療養病床及び終末期医療を担うべき

例えば市が病院に介護施設を併設したとしましても、それだけで足る問題ではないわけでありまして、市内にあります介護施設等も含めて全部と連携しなければなりません。当然そのことはやっていかなければならないわけでありまして。ですので、市が全てそれを賄いますということは、とても申し上げられるところではありませんが、いずれにしても患者さんといえますかその方のでき得る限り希望に沿うような形で、入院であり、あるいは転院であり、あるいはその療養施設への入所であれですね、そういうことはきちんと相談に応じながらやっていく、これはまさに包括ケアであります。あるいは在宅医療も含めてです。

そういう体制をきちんと作り上げれば、結果としてそのことがかなわなかったとしても、きちんと親身になって相談に応じたという形を残せば——残せばというところを目当てるにやっているように聞こえるが、そうじゃなくて一生懸命努力をしたという形がその方々に伝われば、大きな不満にはなっていないだろうと思っておりますので、そういう体制はやっぱりきちんと築いていこうということでもあります。

ただ、冒頭言いましたように、施設を全て市がつくって、その中で介護の問題も含めて全部解決するということにはなりませんので、それは十分ご理解の上だと思いますけれども、努力をさせていただくということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時10分といたします。

[午前10時57分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午前11時10分]

○議 長 質問順位 10 番、議席番号 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 午前中では私が最後にしてほしいということでありましてけれども、時間ぎりぎりにならないうちにやめろという今声がありましたが、努力したいと思います。

傍聴者の皆様ご苦労さまです。質問項目に基づいて質問いたします。

### 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

1 番目は、国民健康保険は命を守る最後のとりでであるという立場で質問いたします。1、国保制度は危機的状況にあるが対策は、としました。南魚沼市は法定外繰入を活用しないで国保会計を運営しています。しかし、他町村では繰り入れして少しでも低く抑える努力もしていますけれども、それでも住民には高い保険料であり重圧感にあえいでいます。県内 1、2 を争う高い国保税をとっている当市ですけれども、前任の担当執行者からも国保会計は危機的状況であるという感想が寄せられるほどであります。

市長は国保運営協議会の意向の 5% までアップを守って、そしてせっかく繰り入れた法定外繰入を 2 年とも利用しない、値下げには使わない。私からいえば冷たい市長だなという思いがしました。これはこれとしても、なぜこれほどまでに高く重圧感になる国保会計になったのか。国民皆保険制度に入れるというのができてから 50 年以上たっていますが、当時は国の負担は相対的な 50% が現在では 25% まで落ち込んでいます。加入者も当時は農山漁村の人たちや自営業などが大半でした。現在は低所得者層や高齢者の加入の割合が多くなり、国保には負担能力が高くない人々が集まる仕組みというか、集まるようになっていきます。そういう意味では本当に命と健康を守る最後のとりでになっています。

そして、この収納方法ですけれども、他の保険では給料なりそういうところから差し引かれますけれども、国保は銀行引き落とししか直接払い、そういうのもあると思っていますけれども、収納状況も最初の頃は 95% あったそうですが、現在は全国的には 90%、当市では 92% だといわれていますが、まだ落ち込んでいます。そして、現在は国保会計全体が大きく膨らみ、住民には支払えない国保税になって危機的といわれる状況であります。皆保険制度は日本で誇るべき制度であり、ぜひ安心して使える制度にすべきと思いますが、対策や考えを伺います。

2 番目です。自治体の努力にもかかわらず滞納が減らないと書きましたが、当市では平成 24 年度は、それまでも本当に努力をしておられます。そしてコンビニ収納を取り入れたせいかよくなったということです。ぜひ、その傾向が継続することを願っています。しかし、全国的には収納状況が悪くなりこそすれ、よくなってはいません。これは本当に住民が払える国保税額なののでしょうか。そして、一般的には国保税は所得の 1 割を超える税金だと言われていますが、今はもっと高止まりになっています。南魚沼市のホームページで夫婦共働きで 5 人家族ですけれども 4 人目の方は自分で社会保険のほうに入っているということで、入っていなかった例をみましたら、夫婦の所得が 380 万円、保険税が 50 万 7,400 円と 13% になりましたが、試算されていました。また、初日の議会では国保納税者の平均所得は 1 人 144 万円で 18 万 7,000 円、1 割を優に超えています。

今払っている方でも本当にやりくりし努力して払っている、そういう状態であります。高すぎるからだと思いませんか。だから、ちょっと収入がつかずいたり、やりくりがうまくいかなかった、支出に占めるほかのほうが増えたということがあれば、たちまち5年ぐらいたってしまいます。私もそういう方を知っていますが、そうするとそんなに納めていなかった額だと市側はみていますけれども、100万円を超える滞納額になり、とてもじゃないけれども努力の限界を超える状況になります。しかも、延滞金は14.6%、私にはぼったくりの延滞税だと思っていますけれども、支払者にとってはびっくりする額だと聞いております。税収が落ち込むのは、国保制度の税額設定に問題があると思いませんか、いかがでしょうか。

3番目の国保法の第44条というのがあります。その活用はあるのかということです。国民健康保険法第44条は、これは国保税の問題ではなくて窓口支払の医療費救済制度ですが、あまり知られていません。新潟県は特に活用が少なかったのではないのでしょうか。モデルケースとして村上市で平成21年に初めて市民に制度が紹介されたというか、モデルケースで取り入れられたそうです。村上の方からお聞きしましたので、私も慌てて丁寧に調べてみました。そしてそのときは利用されました。当市でも調べたら昨年要綱ができていました。しかし、私は知りませんでした、市民に知らされていたのでしょうか。また、この要項をみますと、生活保護の1.1倍の収入の方が適用で、払えない方の医療費ということになってはいますが、生活保護にほとんど近い方しか該当にならないというのは、救済策になるのかなと私は思っています。そしてこれは保険税が滞っている場合でも、高額医療と同じで利用できると思いますがいかがでしょうか。

私が調べたところ、市民での利用は今までないようであります。1件ありましたけれども住民ではなかったようです。困っている方へのこれは本当に救済になる制度にすべきだと思いますがいかがお考えでしょうか。

このように国保会計は本当に今行き詰っています。そういう意味で4番目に移りますが、国民皆保険制度が1961年にできて、私は当時役場の職員の方から「これで医者にかかれない人がいなくなるんだ。これが皆保険制度何だ」と聞かされて、「ああ、いい制度ができたなあ」と思いました。それまでも大概の人は国民健康保険には入っていたと思いますが、国民が全て義務として入らなければならないというのが皆保険制度だそうです。

しかし、ほかの保険と違い事業者負担がありません。その分は私は国が補填すべきだと思います。先ほども言いましたが、現在は加入者は年金生活者が中心で、高齢者が約45%、それから現役世代の人たちでもやむなくワーキングプアとか、仕事がなくなるとか、日雇いに近い方、そういう方を入れると70%を超えるそうです。そして国保税額の算定においても、住民が支払える能力がある、そういう視点で算定されていない、欠落しているのではないかと思います。

それは1984年の国保改定から国庫負担の削減開始が始まりました。国が国保運営にお金を出し渋ってきたわけです。一方、国保会計は全体が膨らみ運営も大変になり、払えない保険

税を生み出しているのが現状です。自治体も法定外繰入をする努力もすべきであり、しかし入れている自治体でもこれ以上はもう限界だという声も聞かれ、それでも住民は「高い」が否めない状況です。それぞれの自治体だけの努力では、限界にきていると私は思います。自治体も県も一緒になって国庫負担、国の負担を 1980 年以前の 50%に戻すように働きかけるべきではないでしょうか。国保は命を守る最後のとりです。私たちも一生懸命やりますが、ぜひ一丸となって取り組む時期ではないかと思いますが、いかがでしょうか。壇上の質問は以上で終わります。

○議 長 岩野 松君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 岩野議員の質問にお答え申し上げます。最初に岩野議員のその質問の中で「冷たい」とかですね、きのうも岡村さんに申し上げたところでありますが、一面だけを見て人を評価するという事は、それはやっぱり間違いであります。別に私はいいですよ。あなた方は常にそういう見方をして、我々の主張しているこれをやらないから冷たいとか、それはやっぱり議員としては慎むべきであります。一般人になれば別です。

そして、国保の審議会にあなたも議員として出席をしていたわけであります。5%以上の値上げにならないように、基準外の繰り出しをするのはやむを得ない。ならないように繰り出しを試みましたが、結果として値上げに結びつかなかったものですから、それを使わないというのは、それは議会の議決であります。予算をいただいたから趣旨に違ったことで何でも使っていい何てことは、絶対あり得ないわけありますから。そういうことを全部棚に上げて、あたかも行政が冷たいとか、行政が悪いとか、そういう議論の仕方はまさに議会議員としてとるべき道ではない。私はそう思いますので一言だけ申し上げて質問にお答えいたします。

## 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

国保の危機的状況というのはもうずっと前から言われておりまして、問題点といたしますと非常に年齢構成が高くて、医療費の水準が高いということでありまして。高齢者の加入割合が健保組合に比べまして12倍高い。1人当たりの医療費が健保組合の2.2倍の高さということでありまして。高齢者の加入割合が国保で31.3%、健保では2.6%であります。1人当たりの医療費も国保は29万9,000円、健保は13万8,000円と半分でありますね。

それから、加入者の所得水準が非常に低いということでありまして。併せて所得のない世帯の割合が23.4%を占めております。平均所得は国保で84万円、健保で195万円であります。それから小規模保険者、加入者が3,000人未満というこれが全保険者の4分の1を占めているとこういう状況もございます。

議員がおっしゃるとおり国民健康保険制度というのは、まさに医療の最後のとりでありますから、何としてもこれは存続はさせていかなければならないと思っております。それから、国が、国がというお話を常に皆さん方はなさいますけれども、医療費に対しての国の支出の部分というのは、そう変わっていないわけです。どんどん下げたという言い方をされまされども、それは大きな枠の中のことをちょっとおっしゃっているわけで、国が、国が

という言い方だけではこれが解決するものではないということもご理解いただきたいと思っております。やはり抜本的なこの構造的な改革・改正は必要だと認識をしております。

滞納が減らないのはなぜかということでもありますけれども、我々はやはり行政として滞納を理由もなく見過ごすというわけにはまいりませんので、きちんとした対応をとらせていただいておりますけれども、さっき議員がちょっとおっしゃったように、税金の納め方にある程度、選択肢にコンビニ等も加えて、若干は伸びているわけでもあります。本当に払えない人、生活困窮者に対してはいつも申し上げておりますように、我々はむいても剥いても取ってくる何ていうことは全くしていませんから、そこをやっぱりご理解をいただきたい。確かに苦しいということはありませんけれども、これは税金でありますので、苦しいから納めなくていいということにはならないわけでもあります。

そして、皆保険制度が最後のとりでということでもありますけれども、これはやっぱり相互、お互いがお金を出し合っつけてつくっている制度でありますから、私はちょっと苦しいから今納められないよというのは、やっぱりこれはちょっと道としては間違っている。ただ、実際に納められないという人もいるわけですから、その皆さん方にはそれぞれの対応をしております。冷たくむいても剥いても取っていくようなことだけはしていないということは、もう議会のたびに申し上げているのですけれども、そういう事実があったらお知らせください。事実があったら。

滞納が増える、これはやはり生活部分での苦しさとか、所得が下がるとかということも1つの要因でありましょうし、さっき言いましたようにちょっと増えているわけです。なぜかと言われますと、具体的に原因がここにあるということは、私はちょっとわかりません。高いからということに結論づけたいわけでしょうけれども、私はそうだとは思っておりません。ちゃんと払う人は高くても払っていただいているわけでもあります。高くても。そして本当に払えない人には、先ほど触れましたように行政としてきちんと対応をしているわけですから、結局何回も滞納を繰り返して、さっき議員がちょっとおっしゃいましたけれども、例えば100万円単位まで膨れ上がったとか、そういう皆さんもきちんとそれを全部一気に納めるなどということは我々が言っているわけではありませんから、分納とかいろいろな方法があるわけです。そういうことをしながら収納率のアップには努めておりますけれども、何で増えているとか、何で減ったとかということは、具体的にこの原因があったということは私はちょっと特定ができませんので申し上げますけれども、高いという部分についてそれを認識をしていないということではありません。

第44条の適用ということでもありますけれども、これは国民健康保険法第44条についての拡大化が、昨年平成24年度の国保改正で打ち出されたものでありまして、市も平成24年8月1日施行で、「南魚沼市国民健康保険一部負担金の減免に関する取扱い要綱」を定めまして、同日付で発行した保険証にこの減免制度の概要を記した説明文を全部同封して、周知を図っております。

書いたものが難しくて見なかったとかという方もいらっしゃいますか、それはちょっとわ



かりませんけれども、市としてとても個々に全部電話で連絡する何ていうことはできませんので、きちんと封書で説明をしたところであります。議員は何か1件しか使っていないとかというお話ですけれども、それはまあ私はちょっと今は存じておりませんけれども、周知をしながら努めておりますし、これからもこの制度の周知に努めていくということであります。

それから市町村や県をあげて危機打開に取り組むべきという、これはもう前々から、市町村の運営では限界があるということを示し上げております。ですので、県で一律ということも今ようやく実現化しようとしておりますが、議員ご承知のように厚生労働省のほうでは来年度から国保税につきまして、高額いわゆる上限の限度額を引き上げようと、今は63だか65万円ですかね。これは高所得者に対してこの部分を適用するということであります。そして、低所得者に対しましては、軽減税率2割、5割この負担の範囲を拡大しようと。負担といますかその税率を安くできる部分を拡大しようということであります。もう少し収入の多い人についても、2割あるいは5割の軽減税率を適用できるようにしようと、そういう法改正の準備を今進めております。

そういうことがきちんとできていって、そしてさっき言いましたように、運営主体を県という形に振り替えていけば、ある程度は解決できますけれども、根本的な解決はできません。ご承知のように、結局現役を退いた方たちが全部ここに入ってくるわけですから、当然ですけどもさっき触れましたように、所得が少なくてそして病気がちになるわけです。ですので、この制度を本当に変えるということになりますと、保険の一元化、全ての医療保険を一元化するという方向でも見出さなければ、これはなかなかできるものではないということであります。

そして国保加入者は全体的に見ますと約3割といわれております。この3割の皆さん方に国が挙げて、あるいは市が挙げてこのことに税金を投入していくということは、非常にやっぱりある意味本当に困っている方も含める。そういう方はちゃんと今その中でも救済制度はあるわけでありますので、そこにどンドンと切り下げなしにいわゆる国費も含めた税金を投入していくということについては、やはりこれは公平という部分の負担性から疑問はあります。

ただ、耐えられないほどの部分ということがあるわけでありますので、そういう形になれば、それはそれなりのことは考えなければならない。それは国保の審議会でもそういう話がきちんと出ているわけでありますので、そういう中でこの国保の制度については、ある意味抜本的な改正改革が必要だろうということは、認識が一致するところであります。以上であります。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

一問一答で1番目から伺います。市長は私の言葉尻の中で「冷たい」とかそういうのは、議員としては言うべきではないと言われましたけれども、私はこの国保に今、入っている人たちの状況を比べれば、1万円でも2万円でも下げられる要素が、もし財政的に許されるの

だったら、やはりそういう方向に、例え運営協議会で決まった、私もそのときははいましたけれども、私は引き下げるに使うべきだし、もっと下げるべきだという意見を述べたんですけども、やっぱり私は入れられる状況があるんだったらそこへ使うべきだというのが——市長が冷たい人だとかそういうふうには思いませんけれども、そうやればやさしい行政かなと皆さんが思うと思います。そういう意味ではそういうことはなるべく努力をしてもらいたいと思っております。

国保会計が危機的な状況にあるということは、お互いに共通認識だと思いました。けれども、国に言うだけでは解決しない、構造的な改革が必要などとおっしゃっていますけれども、やはりここに入っている人たち、先ほども言いましたが一番今生活の困窮者になってしまった人たちの命のとりでというか、健康を守るための場所の保険制度ですよ。そういうことを考えて、ぜひ、構造改革ということで最後に県の話がでましたけれども、そういう方向で。今、安倍政権も進めているように聞こえますけれども、私どもは県が統一したから今の問題が解決できるとは考えておりません。もし、構造改革をしていく中でこれは国の国保法の中で定められて皆保険制度になっているので、確かに保険者は市町村です。けれども、基本は国にも国民の命を守る大きな責任があるんですけども、これに対しての国の態度はどう変わるのかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

議員がおっしゃった冷たい何てことを取り消してもらう必要は全くありません。冷たい部分もあるでしょう。しかし、市長として議会から議決をいただいた——いいですか、この基準外の繰り出しをするときの議案の説明が、国保料の値上げを抑えるために、いわゆる基準外の繰り入れをさせていただきたいと、こういう説明をして皆さんから議決をいただいたわけでありませう。

結果としてそれを使わなくても値上げにはならなかったですね。それをここへお金があるから値下げに使えるなどということが簡単にできますか、私のお金じゃないんですから。皆さんが議決をしていただいた、この重みをきちんと理解しなければ、予算をもらったからもうそれは好きなように使っていい何てことにはなり得ないわけでありませう。どうかその部分はきちんとご理解いただかないと、皆さん方の主張に沿ったことを全部やっていたらそれでいいということには絶対ならぬわけですから。それはちゃんとご理解いただいて、だってそういうことを皆さん議決していただいたわけですから。あなたもそのときは賛成したんですね。（「していない」と叫ぶ者あり）いや、賛成しましたよ。ちゃんと国保の部分は賛成しました。

それはそれとして、今ちょっと最後のほうで触れましたけれども、国としてもやっぱり何らかの方法を講じなければ、このまま国保会計が存続はできないということをおわっているわけですから、お金のある人からもうちょっともらいませう。そして本当に苦しい方には、もっともっとやっぱり税率を軽減させることを拡大ませうという方向を今打ち

出しています。それがどういう形になってくるかというのはまだはっきりわかりませんが、

そして、新潟県とすれば運営も今 30 市町村ある中で、県が一つでということになりますと、それは当然節減できる部分もあるわけでありますから、そういう中では 1 つのやはり改革の方向、国保制度をきちんとよくしていく方向だと私たちは理解をしております。市長会の中でもそのことはやっぱり重要だということで認識は皆さん一致していますので、何にもならないということにはなり得ない。よくなるからこういうふうにしていこうということですから、そういう思いで私たちはやっております。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

運営協議会で決められてそれを守っているのだと言われれば……（「運営協議会でなくて議会議決で」と叫ぶ者あり）議会の議決も経てということですが、せっかく繰り入れたから翌年にはそれを引き下げるように活用すべきだったと私は思っております。そこは見解の相違ですが、終わったことですからあれですが、これからはぜひそういう方向で検討していただきたいと思っております。

それと、国の改革についてはまだ詳しくは私もわかりませんが、先ほど聞きましたが、今、俗に 25% は国が出しているということがありますが、そういう係わり方の国の責任はどうなるのかということをお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

国の責任といいますか、この制度をつくったのは国でありますから、それは当然一元的には国の責任という部分がありましようけれども、これは法の趣旨にのっとって国も支出はやっているわけでありまして、今現在の中ではここに国が責任を、という部分は別に生じるわけではない。ただ、この制度が疲弊化してきてこれでは困るということは当然認識しているわけですので、ある程度収入のある方からはもうちょっといっばいいただきましよう、今の 63 万円だか 65 万円を引き上げましよう。さっき言ったように、そして低所得者の方にはもっとその範囲を広げましよう、こういうことでやっぺいこうと。

それから消費税に入りますけれども、消費税そのものは 100% であるか否かは別にして、これは社会福祉このほうに重点的に使うということで成立をしているわけでありますから、当然そういう財源を得る中で国保がどうなるか、介護がどうなるかは別にいたしまして、そういう部分にきちんと充当されていくものだとは私は理解しております。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

次に移ります。2 番目ですが、1 点だけお聞きします。私は今払っている方でも本当に大変な思いをして、230 万円の所得で市が示したシミュレーションの中で 50 万円を超える国保税です。とてもじゃないけれど払っていても一生懸命に払っている。子どもが大学に行

くとかそういう状況になってくれば、ますます出費が増え、収入が今は上がる状況はずっと続いてなかったわけですけれども、本当に大変な状況である。市長は払っている方でも大変な思いをしながら払っているという認識があるかどうかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

一部の高額所得者を除いて、全ての税金に対しては皆さんが大変だけれども払っていると、こういうふうには私は理解しております。国保ばかりではありません。全部の税金は大体そうだと思います。ただ、高額所得者は別であります。大変と思うかどうかは別にして。ですから大変なんです。税金を納めるというのは本当に大変なことです。そのことは十分理解しております。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

そうですね、本当に大変な思いで払っているけれども、そのわりに 100%見返りが無い。例えば 3 か月で追い出されるとかそういう状況が生まれてきたりして、安心して医療にかかれる状況ばかりではないということ指摘して次に移ります。

3 番目の国保の第 44 条の話ですけれども、村上市ではモデルケースとして始めたときからですけれども、確かに該当者がものすごく多いわけではなくやっぱり一桁ですけれども、市民が活用している。そして広報、周知徹底については、まず、広報の 8 月号に掲載しているそうです。国保税が配られた後の 8 月号に掲載し、そして保険証の発行時にもチラシの項目にあげて周知し、しかも村上市の病院にはポスターの掲示も依頼しているということです。該当しない人でも周知ができる、そういうことが私は必要ではないかと思えます。

市にお聞きをしまして、病院のほうから該当するのではないかと聞かれた方でも、やはり親戚が払える能力のある方はだめだということで却下されたというのもちよっとお聞きしましたけれども、その人だけの問題でもなく、やはり払えない。そのために私は前にも言いましたけれども命を落とした方も知っています。本当に最後の命のとりでですから周知徹底は、やっぱり住民の皆さんがわかるようにしてほしいのですがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

あまねく税金を納めてその見返りを求めるということは、普通はありえないことであります。特に保険制度においては、これは相互扶助ですから、保険を納めたからその見返りを求めてどうだなんていうことを考えるようであれば、これはやっぱり制度そのものが存続しなくなりそうです。

そして、さっきも触れましたけれども、病院に長く入れないとか、それは医療法上の問題ですから、国保と何ら関係のないことであります。それを全部ごっちゃにして保険を納めたから病院にはいつでも入られるのだなんてことを議員がおっしゃるようでは、それはやっぱり間違った印象を市民の皆さん方に与えますから、そういう考え方ではないと。保険という

のは全部そうですよ。全部納めて1回も保険の適用にならない方だっているわけですから、それは相互扶助ということです。納めたから見返りが無いなんてそんな話をされれば、保険制度は成り立たないということをまずご理解いただきたいと思います。

そして、この周知でありますけれども、周知が不足したということでありましょう。私たちもそうであればあるほど、今後ともこの制度の周知に努めて、きちんとやっていかなければならないと思っておりますので、またもう1回点検をきちんとさせます。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

では次、もう1点しますけれども、適用が見返りどうこうではないのですけれども、生活保護の1.1倍は低すぎると思いませんか。ほとんどじゃあ生活保護になったほうがいいのではないかみたいな声もないばかりではありませんし、実際にそういうのも聞こえてきたように聞いています。できたら1.3倍ぐらいまでに適用範囲を広げる考えはあるかないか、お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

生活保護関係の部分との比較、今1.1とかそう言っているわけではありますが、生活保護そのものを今見直すという動きが出ております。これはご承知のとおりだと思います。そこで、1.1倍がいいのか1.3倍がいいのかとそういう議論をここで私におっしゃっていただいても、それは範囲をどんどん広げれば広げたりの部分はあるでしょうけれども、じゃあそれに財政が伴ってくるかという問題もあります。一概に下げたほうがいいのか、上げたほうがいいのかということは、ちょっとこの場では答弁は控えさせていただきます。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 1 国民健康保険は命を守る最後のとりで

では、聞き終えたということにしておきます。次に移ります。市町村や県を挙げて危機打開に取り組むべきは、全くそういう方向ではあると私も思いましたけれども、そのための方法として県一律にする方向は、私は賛成しかねます。限度額を引き上げたり、そして一元化すれば、その分各市町村がやっていた事務やそういったものが一括されるから安くなるではないかというメリットもあるかもしれません。けれども、本格的な解決、それから本当に困った人を救える状況にはならないで、かえって納めない人への過酷な督促とかが、私は増えていくんじゃないかなという思いもします。

そういう意味では国がやはり最初つくったときのように50%、そしてその医療費に対してはとおっしゃいましたけれども、最初は療養費全額です。我々が負担する窓口払いも含めた分が来ていたのですよね。でも、今は市が払う医療の分しか来ないという計算の仕方へどうも変わってきたようです。やはり国がだんだん節減をしてきた結果が、そして払える能力の人が少なくなったことが、国保会計を危機状況に陥らせているので、ぜひ一緒になって解決に向ける。「国へ国へと言うが」と言うけれども、やっぱり国が補助を出すべきだと思います。

ので、それについて国へやっぱり一緒になってやっていく、そのことを確認して次の質問に移ります。

〔(あなたが一人で確認されたって俺も困る) と叫ぶ者あり〕

答弁するとまた今時間が少々で……。

## 2 男女共同参画について

2 番目男女共同参画についてに移ります。ここの自治体もハッピーパートナー企業として入っているがその役割としてですけれども、男女が共に働きやすい環境づくりの取り組みや、ともに仕事と家庭、その他の活動が両立できるような取り組みはされているのでしょうか。そして、女性の能力を生かすための取り組みは行われていると言えますか。

この前に、私はこれが入っていると初めて知ったときに質問をしました。そのときにぜひ管理職の登用が、というふうに質問をしたのです。市長は思いはあるけれども、該当年齢者にはなかなか育っていないという答弁でした。前にほかの方にもそのように言われたと聞いております。市長、あれから3年ほど経っていますし、市長のこの任期中にはそういう実現があるかどうかです。期待したいのですけれども。そしてその私の質問……

○議 長 一問一答です。女性登用、その前に役割。

### ○岩野 松君 2 男女共同参画について

そういうのを私は全部読ませてもらおうかと思ったのですけれども、いいですか。

管理者を育てる必要があるかどうか。育っているかということと、任期内に登用するかどうかを質問します。

○議 長 市長。

### ○市 長 2 男女共同参画について

女性の管理者もようやく、ご承知のように昨年の4月1日で女性管理職に登用したところであります。しかし、ちょっと不幸なことに体調を崩されて、今ちょっと休職しておりますけれども、そういうことをきちんと実施しております。

ただ、人事というものは、女性に登用するというところだけを前面に出して、何でもかんでも女性だということにはならないわけでありまして。ですから、ちゃんとした適任者がいれば、女性男性問わず登用していく。

私の任期のうちに女性に登用するかと言われても、それはちょっと私も今どうしても登用しますということはちょっと申し上げることはできませんが、岩野さんのように優秀な方がいらっしゃれば、登用してまいりたいと思っております。

○議 長 23 番・岩野 松君。

### ○岩野 松君 2 男女共同参画について

褒めていただいたことはありがとうございます。私みたいな一介の主婦がなれるのですから、議員は余りめんどろではないと思っています。(「すごいね」と叫ぶ者あり) それはそれといたしまして、私が崇拜している「原始、女性は太陽であった」を書かれた平塚らいてうさんの言葉で、過去においてはそういうのがありましたけれども、今は月であると。これは

大正の始めのころ言われたのですが、江戸から明治にかけて女性はやっぱり権利だとか財産権などはほとんどなく、しかも三くだり半で離縁することができるなどという、非常に低い地位に置かれていたずっと長い歴史があります。なかなか女性が前へ出るというか管理職になるということへの勇気も、非常に大きいものがあると思います。

私も議員になりたてのときには2人の女性議員だったので、本当にそういう意味では気分が楽でした。それでぜひそういう特にいろいろな方とかかわるような、市民とかかわるような管理職は、私は女性から採用してほしいと思っていますんですけども、そのときには特にそればかりではないんですけども、できたら最初2人一緒に採用してもらえると、非常にその人たちも育ち、ストレスをためないで仕事ができるんじゃないかと思いますが、お考えをお聞きます。

○議 長 市長。

○市 長 2 男女共同参画について

今ほどちょっと触れましたように、女性管理職を1名登用いたしました。ちょっとそういう状況です。係長職に、係長が今69人いるんですけども、この中に14人女性は登用しております。徐々にそういう形でボトムアップを図っているということではありますが、今議員がおっしゃったように2人一緒に登用しろなどと言われても、これはちょっとできかねることです。能力があってもなくても女性だから、もう1人の人は何かくっつけてこぶみたいにして一緒に登用なんてことは、それは人事でありますのででき得ません。ちょっとそれはできかねない。

ただ、そうなることもあり得るということもあるわけですね。2人あるいは3人一気に誕生するということもないばかりではないわけでありまして。それについて2人以上必ず一緒に登用しますということは明言はできませんが、女性の管理職が増えていく、このことはもうさっき係長の職の人数でも申し上げているとおりでありますから、きちんとした趨勢となっていくますし、私の任期のうちにその勢いが衰えるということだけはしないで努めたいと思っております。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 2 男女共同参画について

確約はできないということですが、ぜひ、そういう女性特有の歴史の中で置かれていたので、初めての本当に——今までも1人六日町時代にもおられましたけれども、余り住民と接する場所でなかったもので、皆さんからの認知度は低かったように思います。私はぜひ、いろいろな立場で、特に今係長の女性の方を見ていまして、本当に能力があつたりしっかりしていたり、私は高い方も増えてきていてすばらしいなと思っています。できたらその最初のときは周りも注目します。最初というのは間違っているかもしれませんが、できたら2人でということの女性側の思いをくんでいただきたいと思って、最後の質問をしますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

## ○市 長 2 男女共同参画について

最初に登用した方は、会計管理者という一般の課長よりまたひとつ重い部分に登用したわけでありまして、目立つとか目立たないとか何て問題ではない、そういうことです。目立つところに置けといえ、入り口のところへでもいてもらって、挨拶をしているかとその程度です。だって、目立つところに置けなどと言われたって、それは困る。

それから、2人を約束しろということですが、「それはできません」と先ほど申し上げております。2人同時に必ず課長にしなさいなんてことはでき得ることではありません。しかし、さっき言ったように3人、5人一気になるかもわからない。これはここで議員に対して約束しますなどということは、言える問題ではないということもご理解いただきたいと思っております。

○議 長 昼食のため休憩とします。休憩後の再開は13時ちょうどといたします。

[午前11時58分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後1時00分]

○議 長 質問順位11番、議席番号5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 歩む会、今回の一般質問、次鋒の塩谷寿雄君です。きょうはあと、中堅、副大将まで出ますが、あしたは大将の鈴木一幹事長が出ます。この4年間を通して歩む会はいろいろ議論してきました、本当にいい会派でよかったなと思います。

市長、オリンピックが日本に決まって本当によかったと思います。大原運動公園の活用やまた武道館誘致にかなり力が入るのだなと思いますけれども、一緒になって微力ながら頑張っていきたいと思っておりますし、FIVBのほうもバレーで合宿でも来ていただけたらいいかなと思います。一般質問に入ります。

### 1 少子化対策について

少子化対策についてであります。今後人口が大幅に減ると言われているが、市として少子化をとめる施策はあるかということをございます。このたび人口減少と今も言われていますけれども、10年後には10.数%ですか、20年後には17.数%という減少が調査により見込まれているそうですけれども、今現在においても少子化減少というのはかなり昔からわかっていたことではないのでしょうか。そういったことで本当に少子化をとめるにはどうしたらいいのかということをお聞きしたいと思っております。例えば婚活をしてどんどん結婚して子どもをつくってもらうほうがいいのかとか、本当に少子化をとめるには市長としてどういう考えがあるかお聞かせいただきたいと思っております。

妊婦医療費助成の要綱を見直してはいかがかということをございます。要綱の中に第6条ですか、妊娠判定を受けて、申請をした月の翌月から妊婦医療の助成が始まりますけれども、当然検査を受けて妊娠しているということになれば、その場から妊婦となるので、翌月ではなく当月からという要綱で変えてはいかがかということ。予算規模にしますと去年の割合ですと150万円程度でできるような話もうかがっていますが、このように要綱をかえては



いかがかという質問でございます。

そして2番目は不妊治療助成事業を拡充してはいかがかということです。県内でも我が市が行なっている不妊治療は、かなりトップレベルの助成制度だと思っております。人工授精にも、県で我が市だけですよね、3万円の補助を出してやられている。そして県の不妊治療助成、1回目が20万円ですけれども、我が市は8万円という市単費の助成をしております。本当に素晴らしいことだとは思っておりますけれども、非常に不妊治療にはお金もかかりますし、夫婦の感情というものが1回治療して子どもができなかった、そういうことになるとうちまた次にどうしようかとすごく悩んだり、次のことをまたすごく考えるそうです。

そういった中で低所得者を対象に全額助成をすとか、やはり自分がとっている収入で子どもができないというのはちょっと違う問題だと思っておりますので、そういうことを市がやっていくべきではないかと私は思いますけれども、お考えをお聞きいたします。以上で、壇上からの質問を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 塩谷議員の質問にお答えを申し上げます。

#### 1 少子化対策について

まず少子化についてどういう方法があるか。方法は1つでありますけれども、今、一般的に言われておりますことは、少子化の三大要因が晩婚化、非婚化、出生率の低下とこういうふうに言われているわけでありまして、これを解決するための特効薬というのは残念ながら、これをやれば全部解決するということは、なかなかあるわけではないわけでありまして。人口が増えていく、少子化をそこで何とか食い止めるということについては、やはり子どもさんが生まれると、出生率の増加がとにかく必要だということでありまして。

今の状況の中で出生率がある程度アップしたとしても、しばらくの間はまだ人口減少が続くわけでありまして、やはり将来のためには少子化をどう食い止めるかということは、非常に大きな課題だと思っております。市内の今、出産適齢期の女性の数は、これから20年で少なくとも3割以上減ると推定をされております。出生率が現在のまま推移いたしましたとしても、生まれてくる赤ちゃんは現在大体年間500人でありまして、300人を切ってしまう、こういう推計上であります。

日本はですけれども、1970年代半ばから合計特殊出生率が2を切っております。昔、田中角栄先生が、このままいくとあと150年から200年すると日本の人口は計算上ゼロになると、そういうことをおっしゃったこともございました。それから30年ずっと人口減少が続いているわけでありまして、今何とか人口を保っているというのは、我々も含めた戦後のベビーブームによりまして人口慣性ということですが、それがずっと続いている、これだと思っております。

今現在は既に増加でなくて減少のほうの人口慣性が広がっていると、くっついてきているということでありまして、この数十年はどうしても人口減が続く。一気に何百万人も外国人から日本人になっていただくという、そういうことになれば別ですけれども、これはもう続

くということでもあります。

しかし、少子化対策ということになりますと、どうしても晩婚化、非婚化を食いとめたいということはもちろんであります。出生率向上がなければどうしてもやはりうまくいかないということでありまして、子どもを産みやすい、育てやすい環境づくり、これをやはり政策目標として今も掲げているわけでありまして、今後も一番大切な条件だと思っております。

昨年、市内の若者を対象に行いました「結婚に関するアンケート」の結果では、いずれは結婚しようと思っている未婚者の割合は6割強、そして結婚はまだ考えていないけれどもやはり結婚はしたい肯定的な部分も含めると9割を超えているところであります。「結婚したくない」と答えた未婚者は男性で6.1%、女性で4.9%ということでもあります。これは国立社会保障・人口問題研究所の全国調査結果よりも低い状況でありますので、結婚する意志はあると大半の人が思っているということでもあります。

しかし、独身でいる理由につきましても、「自由や気楽さを失いたくない」これが最多数でありました。「結婚したいと思える相手にまだめぐり合わない」この回答も多いですし、「金銭的に余裕がない」「安定した仕事についていない」が、性別を問わず男女からも回答がございました。このあたりから見てとれることは、「結婚はしたいけれども自由で気楽でいい。結婚したいと思える相手はいない。相手がいても金がない。」という部分になってくるわけでありまして。

結婚も雇用と同様です。ミスマッチがやはり問題視されるわけでありまして、めぐり会いたい人の数が少ないわけですので、出会いの機会はできるだけやはりつくっていかねばならない。少ないめぐり会いの機会に結婚に踏み切るだけの経済力があるようにすること、これをきちんと確立していかねばならないと思っておりますので、やはり雇用の場を確保すること、景気がよくなること、よくすること、行政ができる第一のことではないかと考えております。

そこで、妊産婦医療助成の要綱の見直しであります。議員おっしゃっていただいたように、現在の当市の妊産婦医療費助成事業は、受給申請をした方全員に対しまして、診療を受けた保険適用分について自己負担分の全額助成をしております。県内では一部負担金を除いた額、あるいは非課税世帯の条件つきで助成している市町村が14市町村ありますけれども、全額助成をしている市町村は南魚沼市だけあります。

助成対象期間が14市町村のうち6市町村が申請日から出産日の翌月末までとなっております。南魚沼市を含めた9市町村が申請日の翌月から出産日の翌月末までということになっております。ご指摘の申請日からの適用につきまして、議員おっしゃっていただきました約150万円の財政負担が伴うということではありますが、やはり検討してみなければならないと思っております。

現在平成24年度で妊産婦医療助成の対象者数が870人でありました。1人当たりの助成額が、これは市の単独分だけあります。2万252円ですので、これが増える額が150万円に

なるということであります。これが助成件数、助成額に響いてくるわけであります、ちょっと早まります。これは十分検討に値するものだと思っております。

それから、不妊治療費助成事業を拡充してはいかがかということであります。現在、実施されている不妊治療には、保険適用されている一般的な不妊治療と、保険適用されていない人工授精と体外受精があります。県では保険適用外の特定不妊治療、これは体外受精と顕微鏡受精に要した費用の一部を助成しておりますが、我が市では平成18年度から特定不妊治療に対して助成を開始いたしまして、平成21年度から人工授精——これは県内で我が市唯一であります——に係る治療にも助成の幅を広げて実施しております。

国のほうでは高年齢での妊娠・出産はさまざまリスクが高まると言われておりまして、出産に至る確率も低くなるという医学的な見地を踏まえて、より安心・安全な妊娠・出産に資する観点から、「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」を設置して検討を進めてきました。その結果、年齢による助成回数の制限が平成26年度から段階的に始まるということ。これは確か40歳だと感じておりますけれども、これに伴いまして市においても助成基準の検討はまた必要になるのだろうと思っておりますので、国の新たな特定治療支援事業の対象範囲等も含めた、このあり方検討会の検討結果を待って、基準の変更も含めて一緒に検討してまいらなければならないと思っております。そういうことであります。

今後の方向性におきましては、少子化対策におきまして出産機会の拡大、これは極めて重要ということは先ほど申し上げました課題であります。ご夫婦間の精神的、経済的な負担を軽減するための制度の充実、これはやはり進めていくと。そのために不妊治療費助成事業は継続拡充の必要があると考えております。基本的には国の示す対象年齢、助成回数等については専門家の研究結果に基づくものであるため、これはある程度尊重しなければならないと思います。

そして、総体的に対象者が不利にならないように、市独自の助成方法についても検討していかなければならないと思っております。助成対象は当然ですが、引き続き人工授精——これは市単独でありますけれどもこれも対象とする。それから、助成額の上限でありますけれども、県の助成額、治療に係る経費、助成回数との関係、これらによって判断をさせていただいて、総体的に制度改正による弊害を招かないような助成内容にしていこうと思っております。

それから、対象者の所得区分によります拡充もある程度導入していかなければならないという考えで、今、国の検討結果のきちんとした部分を待っているところでございます。以上であります。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 少子化対策について

市長の言っているように少子化に歯どめをかけるということでありますけれども、例えば婚活パーティー、ミーティングパーティーなどの回数は増えたと思います。そういった中で、なかなかそれでもカップルにならなかつたりするのですけれども、そういうのを例えば行政がまとめて、個人情報もありますけれども提示していただいて、行政内での何か見られる部

屋とかでお見合いではないですけども、見られるようなシステムの開発、そういうこともやって——知り合える場がやはり少ないのです。その場を行政としていかにやれるかという考えはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 少子化対策について

このことは他の方からもいろいろお話がありまして、ミーティングパーティー的な部分とか、今、議員がおっしゃったようなことまではちょっとなかなか。例えばミーティングパーティーの場でお互い意思が一つになってカップルができたとしますけれども、個人情報的なことでありましてその後の追跡すら我々にはできないという状況であります。だから、本当に最後に結婚までゴールインしたか否かというのは、全然つかめていない。ご報告に訪れていただいた方があって初めてわかるという状況ですので、それ以上なかなか踏み込むことが難しいという状況です。特定をしてどうだこうだというのは、ちょっと行政としては無理があるとういふうに認識をしております。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 少子化対策について

わかりました。研究するような価値はあるのではないかと思います。それで、今言ったようにしっかりした雇用の場ということですけども、高学歴とかいろいろ、都会やこの地域にいた子が離れて行って、大人になっていて、そういう雇用の場——人が戻ってくれば結婚もするだろうし、また結婚してからも戻ってくる仕事の場というものが、やはり南魚沼市にはちょっと少ないのではないかなと思う。そういった場が増えるようにいろいろな企業誘致とか、個人がはばたけるような場を提供していただきたいと思いますと思うのですけれども。

そして3子目、2子よりも3子を産んだほうが人口が増えるわけですけども、例えば3子目の価値というのが——意味がちょっと違うかもしれないのですけれども、3子目にどれぐらいの価値——これは国とかも当然ですけども、例えばの話です。国が3子目には1,000万円出しますよと。例えば土木とかで行なわれている前渡金というお金があるじゃないですか。要は現場の出来高で下りてくる、ロックがかかっている落ちてこないというお金があります。それと一緒に最初にドーンと1,000万円見せているけれども、過程ごとに落ちていく。保育が終われば200万円なのか100万円なのか、民主党政権にあったような子ども手当で好き勝手親が使うのではなく、子どものその過程ごとに終わったら落ちていくというような。私の今の思いですけども、それぐらいの3子目には価値があるとお思いかどうかという、1,000万円をこうやって今言ったようにこうやって行って、3子目はどんどん、やはり子どもつくっていったほうがいいのか、それとも本当に大胆な施策がないとなかなか増えないと思うのですけれども、その点どうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 少子化対策について

子どもに第1子であれ第6子であれ、第何子だから価値があるとかないとかということは、

全て価値がありますので、何人目だからすごい価値があるという考え方はとるつもりもありませんし、とれないということではありますが、それはご理解いただきたいと思います。

ただ、お子さんを大勢産んでいただくということは、ある意味将来的な大きな社会貢献でもありますし、当面はやはり非常に経済的な負担がついて回るわけですので、それらを医療費等の助成や、あるいは保育園の入園料の軽減とかということでも今対応しているわけであり、お金を積んでおいて、前渡金、1つのユニークな方法ではありますが、それはちょっと非常に難しいことだろうと思っております。いずれにしても雇用が安定をして、そして皆さん方がある程度きちんとした給料をいただいて仕事ができるようになれば、おのずと3人あるいは4人ということがあるか否かは別にして、その方向へ進んでいくものだと思います。まずは支援制度と、そして先ほど議員がおっしゃったように職場をもっともっときちんとして整備、誘致していかなければならない。

冒頭、きょうどの機会でありましたか、腰越議員のところでも申し上げましたようにベースボールマガジン社、ああいう会社ですのでこれから10人、15人増える、それを今度は地元採用に切りかえていくということでもありますから、これはやはり大きな成果として目に見えていくものだと思います。高校卒あるいは大学卒そういう皆さん方を地元最優先で採用していくということもおっしゃっています。

そういうことも含めて、いつも触れますけれどもメディカルタウン構想による企業の誘致、そして常に申し上げておりますように一般的な製造業だけを誘致するという、そういう企業誘致はもうここで終止符を打ちたいということでもあります。やはり付加価値のついた研究機関だとかそういう部門、あるいは非常に高度な技術そういうものを必要とする部門、そういうことにある程度絞りながら企業誘致あるいは市内での起業、それもI C LOVE（アイクラブ）とかそういう部分の中では相当またこれから議論になってくると思いますけれども、そういうことを生かしながら雇用の安定、増大に努めてまいりたいと思っております。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 少子化対策について

市長おっしゃるとおりだと思います。雇用がしっかりしていればいいと思うのですが、やはりさっきの質問は、2子と3子の違いが大きいのだなとか、大学まで出ると3,000万円近く育てるのにかかるという中で経済的負担が多いので、そういう場がしっかりできればそういうふうになってくる。やはりこれは公助を頼む部分もかなり今の時代ではあるのかなという部分で、あり得ない話かもしれませんが、何か考えたらこれもいいかなと思ってちょっと言ってみました。

(1) 番の妊婦医療費の助成でございます。市長からもいいことを言っていていただきまして、これを検討していただくということでもあります。この助成の費用が増えるということは、間違いなくそれが増えたから子どもをとということもないですね。適用外のあれですけども、わかりました。その分本当に妊婦さんというのは負担が大きいので、それで全部治療ができるものは治していただければと思うような負担の額なので、増える分にはうれしいことなの

かなと考えています。ぜひ、検討していただいて要綱の改善をしていただければと思います。

2番目の不妊治療のほうに移りますけれども、今ほど言われたように顕微治療までいくと日本の特定不妊治療の中で一番大変なあれですけれども、やっている方々は毎回毎回本当に思ってやっています。たまたま私は6人子どもがいるのですけれども、欲しくてもできないという気持ちになったりすると、やはりこれは何とか市が助成しなければいけないのだなと思いますので、最低所得額をもうちょっと下げた上の助成とかというものを検討していただきたいと思います。その中で、これはどこか病院にかかって治療するわけですけれども、基幹病院がもしできればそちらでという話もあるのかも知れませんが、聞く話によりますと今の場合大体長岡とか行かれています方が多いそうです。そういった中でうちの市と病院と何かいろいろの話し合いをすれば、多少なり病院等で施策を行なっていて、逆にならなかった場合に還元があったりするようなシステムもあるそうですけれども、もしそういうふう——今、市長がこれも考えなければいけないと言ったので、それを踏まえた上で提携できる病院とかとの話し合いも持ってみてはいかがかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 少子化対策について

今、市内でこれを行っているところはないわけか……（「あります」と叫ぶ者あり）市内もあるそうです。それでそこと行政がどういうことを話し合うかということになるわけで、結局これもなかなか、一応患者さんになりますので、そこに行政がまた介入するというのは非常に難しいことだろうと思っております。

今、県立病院にあるそうですから、当然その機能は維持してもらおうということを前提に進めておりますので、これをはっきりと私が今ここで、基幹病院の中に設けられますということは申し上げられませんが、できるものだとして理解しております。そこへまた医療機関と我々がどういうことにせよ、本人がいろいろなことでこの話をよくしてくださいということであればいいのですけれども、ただ、成功しなかった場合の還付金的な部分まで、これはちょっと踏み込めないような気がします。もし何か例があってやっているというのがありましたらお知らせいただければ、また参考にさせていただきたいと思っております。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 少子化対策について

民間の病院だとそういうふうに行っている病院があるらしいのですけれども、そういった話し合いによって、できるだけ助成をパターンを決めれば何とかなる可能性もない——これは私の考えであれですけれども、そういう話し合いもしていけば妥協策というか打開策が見つかるかもしれないので、この点は提言して終わります。そういったこともちょっと頭に入れておいていただきたいなと思います。これはいいです答弁は、終わります。

2 老人福祉施設について

大項目の2番目になります。特養施設など老人福祉施設について、今は必要性が高いが、

20 年後どうなるかということです。これも市の計画どおりつくっているわけですがけれども、本当に我々世代が今の市長ぐらいの年になったときにどれくらい——本当に今の学校ではないですけども、空き校舎などが目立つ中でどういうふうに。市長の所見だけ先に伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 2 老人福祉施設について

人口的に見ますと我々が一番人口の多い団塊の世代でありまして、後 20 年後になりますと我々が八十五、六ですね、そこで全部その人たちがいなくなるわけではありませんが、当然ピークはその辺に入ってくるわけです。徐々に減っていくわけですがけれども、人口的にはです。ところが、今の若い皆さん方が要介護になる確率が我々より非常に高いというそういう指摘もあるのです。運動しない、いわゆる体が余り強靱化されていないということです。若いときに鍛えていないといいますか。それで、対象人口的には減っていくのですが、介護とかそういうことになる人口が減っていくと言われると、ちょっとわからないという専門家の間でもそういう議論がございます。

歩いてつまずいて転ぶということが、今、若い子どもたちの皆さんに大分出ているというそういう指摘もあります。大体歩いてつまずいて転ぶというのは年寄りということですがけれども、そうではない部分もある。これが一番要介護、介護適用になる確率の高い人たちだそうでありますので、どうか我々より 30 歳も若い皆さん方は、転ばないように足腰を鍛えていただいて、将来その要因にならないように気をつけていただきたいと思います。

人口規模的には減っていくのですが、対象者が広がる可能性もあるということで、今のところ何とも申し上げられませんが、大体今の水準でいくと激減していくということは数値の中では見えております。我々もそういうところをちょっと考えながら、市としての介護施設の建設・運営は、これはやっていかない、民間に全部お願いしようということで今、介護保険計画は進めているところであります。

○議 長 5 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 老人福祉施設について

本当に親世代から言われるのは、「お前らは食い物が大分違う」と、「俺らが食ったものと違うから早く死ぬぞ」とかと言われるのです。その分、医療が今度は高度になっていて、生かす医療になっていくとなかなか我々も食い物が悪くても生きるのかなとも思うし、ちょっとよくあれですけども。本当に今もまだ介護 4、5 の方が 170 人特養待機者がいるという中で、我々の世代もいっぱいできてくるので結構不安に思う世代だと思のです。本当に建物として我々世代でこうかと、40 になれば介護保険も発生しますので、支えていく今までは 8 人が 1 人とかだったのが、今度は大分騎馬戦型になったり肩車型になると言われている中では非常に不安に思う。やはりこれは今の政治が 20 年後もかかわってくると思いますので、しっかりその方向性を見出して、今後の介護・福祉というものを考えていかなければならないと思いますけれども、今から市長、答弁がありましたらいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 老人福祉施設について

議員のおっしゃることも含めて、第6期の介護保険計画が平成27年からまた始まるわけがありますので、平成26年、来年がそれを作成する期間になるわけです。今から進んではいまずけれども、そういうこともきちんと念頭に置きながら、どういう介護施設の整備を進めていけばいいのか。在宅介護ということが理想だと言われてはいますが、本当にそれでやれるのか、これはまた大きな疑問が出てくるわけであります。総合的にやはりしんしゃくしながら、我々の世代が終わったらそれでいいやということだけは考えないように、きちんと将来的にも見通しを立てられる部分は立てて、施設整備をする部分と、そして一番はやはりそういう介護対象にならないような体づくり、健康づくりを重点的に進めていくということだと思っております。再度申し上げますが、若い皆さん方はそうならないように今から体を鍛えていただきたいと思っております。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 老人福祉施設について

本当に今も市長おっしゃったように在宅ですよ、我々が子どものころって、ひいじいちゃんも家で見ていたということが主だったのですけれども、大分そういう流れも変わってきているのもわかります。今、在宅の方で4を見ている方のすごく大変な現状もわかっているつもりですので、そういうことをしっかり今後やっていきたいと思っております。我々世代も予防に頑張っていきますのでよろしくお願ひします。一般質問を終わります。

○議 長 質問順位12番、議席番号15番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでは通告に従って一般質問を行ないますが、あまりにもはっきりした方々でちょっと張り合いがないですが、頑張りたいと思っております。

合併10周年の記念事業について

今回は1項目でありますけれども、合併10周年の記念事業についてということで伺いたいと思っております。来年度はいろいろお話がありますけれども、合併10周年、市政施行10周年ということになるわけであります。先日の補正予算の審議の折に、市長から合併10周年の最初の事業と申しますか、皮切りとして南魚沼市の雪まつりからこれを祝うためにさまざまな行事を行なっていくのだというような旨の発言がありました。これは本当に大変よいことだと思っております。また、必要なことだと考えております。

この10年間でさまざまな行政課題に取り組んで、その中で市民の融和、その醸成を進めながら、そしてたび重なる大震災ですとか豪雨災害、こういったことを市民みんなで乗り越えてきました。また、5年前にはNHKの大河ドラマ「天地人」ということで、こういったことでも観光客を多く集めてきたということでもあります。合併10周年ということで、この節目で市民こぞって合併を祝い、また今後の南魚沼市のあり方ですとか進むべき方向、こういったことを考える大変よい機会にもなると考えています。

そこで、具体的にどのような事業を考えているのか、市長の考えを伺うものであります。



壇上からは以上であります。

○議 長 樋口和人君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 樋口議員の質問にお答え申し上げます。

#### 合併 10 周年の記念事業について

10 周年の記念事業でございますけれども、今、議員おっしゃっていただいたように、まさに節目の年でありますので、記念すべき年を市民の皆様とともにお祝いをして、市全体の一体感のさらなる醸成と 20 周年へ向けての第一歩を踏み出す、そして新たな時代へ飛躍する南魚沼市を市内外に強くアピールしたい、こういう思いで記念事業に取り組ませていただきたいと思っております。

今、おっしゃっていただきました来年 2 月の雪まつり、これをグレードアップして実施するほかに、来年の 10 月 5 日を 10 周年記念の式典として計画をしております。日曜日であります。その際、明治大学とのある意味こういう交流が進んでおりますので、明治大学の皆さんをお願いをして明大のマンドリンクラブの皆さん方からマンドリンの演奏をしていただくということで、これも決定をしておるところであります。

それから、初日にちょっと申し上げましたけれども、8 月 23 日東京 6 大学野球のオールスター戦、これも当然ですけれども記念事業の一環であります。これらが今、決定をしている内容でありまして、その他は何もまだ決まっておきませんので、現在、庁内各部局で企画提案を募っている、あるいは考えているというところであります。今後のまちづくりについてのメッセージ性がある事業、特に内容や実施主体を限定しません。新規事業のほかに既存事業の記念事業としての拡充も考えていただきたい。雪まつりなどはその部分であります。一日限りということもありますが、でき得れば一定期間を通じて行なっていただければありがたい。

それから実施体制も市の直営これもございますし、実行委員会の補助金ということも財政的な支援もしていかなければならないと思っております。ただ、既存の財源の振りかえだとか単なる補助率の拡大など、これはやはり除外していかなければならない。そういう中で雪まつりの部分では、雪のステージの拡大とか復元、復活とかということは、それは記念事業とは全く違うということで除外をさせていただいたところあります。

予算につきましては、原則として平成 26 年当初予算に計上を予定しております。ただ、開催時期や準備期間によっては平成 25 年度中の補正予算での対応、これは雪まつりはそうなりましてけれども、ということでもあります。

一過性のお祭り騒ぎということにできればならないように願っているわけでありまして、そうしないと思っておりますけれども、実施の決定に当たりまして、お金はかけたが今回限りで効果がなかったと言われたいようなものをなるべくやっていきたいと思っております。ただ、お祭り部分もありますので、やはり一過性というのは出てくるわけです。大河ドラマもそうありますけれどもほぼ一過性という、でもあれはちゃんと名前も地名も、それから市民の皆さんにまさに「義と愛の精神」これを改めて植えつけたわけでありまして、単な

る一過性ということではありませんけれども、そういうことも含めて丸々一過性であったということにはならないように努めていかなければならないと思っております。

やはり住んでいる地域に愛着がわく事業であったとか、市民が参加しやすかったとか、これを契機に継続的効果があるぞというような部分、これらを見出しながら優先的に実施したいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。議員の皆様方からも大いに発案、提案をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

○議 長 15 番・樋口和人君。

○樋口和人君 合併 10 周年の記念事業について

それぞれお答えをいただきまして、全くそのとおりだなと思っております。そこで今ほどお話がありましたがどうも聞いていますと、もちろん市役所としていろいろ考えていく部分と、民間の皆さん、今それぞれやっている方々から提案があったところについて、市として予算づけというようなことをしていくという、二通りの進め方かなとはイメージで聞いていたわけです。1 点は今の市長の考え方をやはり記念事業についてこういう考え方で、現状のイベントですとか新しい考え方についてもそういうことを取り上げていくのだよと、そのことをやはり市民の皆さんにぜひわかるように早めに告知をしていただいて、10 周年記念の事業あるいは平成 26 年度ですよ、その記念事業にあわせて、皆さんがそれに向けていろいろなことを考えていける時間というのをぜひつくっていただきたいと思っております。

これについては、きのうあたりですか、今、市のほうでフェイスブックにページといいますかを持っていて、その中では、これはどこの所管か、主体はちょっとよくわかりませんが、南魚沼コシヒカリ RUN in 石打でしょうかね、そちらのほうへ参加者ですとかあるいはボランティアの募集ということが出ていました。私はやはりそういった媒体を使うのは非常にいいことだと思っておりますので、ぜひ、そういった今の市長のお考えを告知していただいて、広く市民の方々から今、言ったようにいろいろな提案を吸い上げていく、あるいはこういうものやっってくださいというのをまた吸い上げていくのもいいと思っております。

そしてもう 1 つが先ほど明治大学のマンドリンクラブということでありましたけれども、この辺は本来、温泉旅館組合ですとか観光協会ということでしょうけれども、いろいろ聞いてみますと市内の旅館、いろいろなところいろいろな形で大学ですとか高校の吹奏楽とか音楽をやっている皆さんが合宿で来ていらっしゃる。そういった方たちを集めての音楽会みたいなことも、あるいは市内の高校の吹奏楽をやっている方と一緒にやるとか、そういったことでやはり市内の合併という気持ちと、先ほど市長言いました内外に知らせる、両方に伝えていくということも非常に有用なことだと思います。その辺、今私の言ったようなこと、いわゆる早く告知をする、あるいは市民の皆さんからなるべく多くの提案を吸い上げる、そしてまた今こちら南魚沼市を既に利用しているといえますか、観光ですとか合宿とかで利用している方々と一緒になってやはり記念事業を進めていくと、この考え方についてちょっと市長の見解を伺います。

○議 長 樋口和人君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 合併 10 周年の記念事業について

市民の皆さん方への告知的な部分は、今私が例えば老人クラブだとかゲートボールだとかあるいはグラウンドゴルフとかという大会に出た際にはお話してありますが、一般的にまだ市民の皆さんに全部ということではございません。そこで、今おっしゃっていただいたフェイスブック、これはもういつでも載せられますのでなるべく早く掲載するようにしますし、広報誌でという部分がありますので、私の一言日記か何かがまだちゃんと枠は空いていますのでそこへでも書かせてもらって、まだほかに枠があればちょっと大々的な宣伝もしてもらいたいわけです。今、議員おっしゃったようなことは重要なことですので、大いに市民の皆さん方からいろいろの提案を寄せていただきたい。

それから合宿については、ひょんなことで明大のマンドリンクラブが、我が市内の温泉旅館に合宿を1週間もしていたのだそうです。それも伺いましたし、そういうことの中で他にも高校あるいは大学の吹奏楽部的な皆さん方も相当大勢いらしていますので、そういう皆さんとうまい協働の部分ができるればこれもありがたいことです。どういう方法を使えばいいのかわかりませんが、また議員からもご提案いただいて、そういうことができればそれも素晴らしいことだと、市の将来につながるわけであります。

また、市内も六日町高校を先頭として吹奏楽部、非常に中学校も一生懸命でありますし、他の高校もあるのでしょう、そういうことの中では市内のそういう皆さんとのコラボレーションも十分考えられますので、さっきも言いましたようにあらゆる方法を駆使して、そしてとにかく10周年記念事業が大いに盛り上がり、そして将来への道すがらになったということがきちんと皆さんから実感してもらえそうな形にしていきたいと思っております。

予算につきましては、どういう事業をやるやらないは別にして、当初である程度の額をお願い申し上げますので、それが尽きるというほどのことになるか否かわかりませんが、そうであればそれは補正で対応しなければなりませんけれども、予算の編成時期に間に合わないということではないような募集といいますか、そういう形にさせていただきたいと思っておりますので、この点もよろしくご理解いただきたいと思っております。

○議 長 15 番・樋口和人君。

○樋口和人君 合併 10 周年の記念事業について

そういうことでお願いします。また、先ほど私ができるべく早くというのは、もちろん予算もそうでしょうけれども、そこをつく、つかないによって、その方たちがやる、やらない、あるいは企画ということがあるので、それで早くというお話をさせていただいたところです。

先ほどちょっと忘れちゃったけれども、市内の旅館のほうへも大学の「ラクロス」というのですか女子の何か網にボール入れてこう投げてやるラクロス部というのが、大学で3つか4つ、もうちょっとのチームが結構来ていまして、夏場ここへ来ると違う大学との対抗試合ができるというような状況になっているようです。余談ですが何年前か前、南魚沼市が若い20代の女の子にもう1回来てみたい温泉というアンケートであったことがありますが、どうもラ

クロスの女子大学生の皆さんが書いてくれたというような気がします。そんなことで、例えばそこへ南魚沼市杯という冠をつけた大会も今後していくということも、これから記念でやってその後ずっと何年も続けていく。またそういったラクロスのメッカになっていくと、その1つの起爆剤になるということもありがたいなと思っております。またあと、今、南魚沼市「きりざい井」ということで、若い人たちから非常に頑張ってもらっています。そういったものもまたこれから進めていく新しいことと、それから先ほどから人口の増える、あるいはということもありましたが、この地域で今頑張っている若い方たち、この人たちにやはり目を向けていっていただくということで、ぜひお願いをしたいと思っております。

そして先ほど誰かのお話の中で「観光戦略」と市長の言葉の中に出てきておりますが、やはりきちんとその辺を見据えた中で立てていくということですし、私の思いとすれば5年前の「天地人」というのがあって、そのときから私は愛の前立ての名刺をいまだに使っているわけですが、そんな中で「まだお前さんそれか」という言われ方をしますが、やはり私はまだまだそこへこだわるべきだろう、南魚沼市として「義と愛」ということは常にこだわっていく、そういった観点でもまたそれぞれの提案を見ていくということも大切だろうと思っております。

そんなことで今言ったように来年は北陸新幹線、そちらのほうの2014年問題というのがありましたけれども、そんなことにもなりますし、合併をしたその5年後には「天地人」というのがあった。ここでそれから5年たって南魚沼市をまた全国にきちんとした形で印象づけていくという大切な年になってくると思っておりますし、先ほど市長おっしゃいました20周年に向けての大切な一歩ということですので、その辺をまた踏まえた中で、ぜひ私ども市民こぞってこれに向かっていくということでいければと思っております。また、予算につきましては必ず賛成をさせていただきますので、できれば補正まで組まなければならないぐらいの勢いで、また皆さん方からいろいろな提案がくることを望んで質問を終わりたいと思っております。その辺について市長の決意を、もう1回お聞かせ願えればありがたいと思っております。

○議 長 樋口和人君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 合併10周年の記念事業について

議員おっしゃるとおりでありますので、相当のやはり私も覚悟——覚悟というと悪いほうですけれども決意を持って、ここで大きくやはり飛躍するまた足場固め。今までは市の基礎固めということでありました。今度は飛躍をする足場にまたしていきたい。いいことにやはり2020年の東京オリンピック等がありまして、これは相当ある意味では日本全体に大きな影響を及ぼすわけでありまして、そういうことを見据えながらの事業展開これらも含めてやっていきたいと思っております。

改めて皆様方にもお願い申し上げますが、樋口議員はもう賛成しますと言ってもらいましたが、選挙がございまして、皆さん方で出馬なされる方は全員当選していただいて、こぞって賛成いただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議 長 質問順位13番、議席番号1番・笛木 晶君。

○**笛木 晶君** 眠たい時間になりましたけれども、通告に従いまして簡単に質問させていただきます。

#### 自殺対策条例制定について

きょうはWHOの世界自殺予防デーということで、たまたま9月10日が世界自殺予防デーだということであります。国では9月10日から1週間を自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進しているところでございます。

県においても自殺者数は減少傾向にあるものの、全国ワーストの上位で推移しているところでございます。これらのことから、県では自殺予防週間を1か月間拡大し、9月を自殺対策推進月間として自殺対策事業を集中的に実施しているところでございます。

直接市民に接する自治体である市が、市民ともに働きかけ相談や連携体制を定めることは必要ではないかと考えますが、市長の条例制定の考えがあるかをお伺いするものでございます。以上、簡単ですがご質問をさせていただきます。

○**議 長** 笛木 晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○**市 長** 笛木議員のご質問にお答え申し上げます。

#### 自殺対策条例制定について

条例制定ということではありますが、その前に現状と市で取り組んでいる状況等をちょっと申し上げます。南魚沼市の自殺率、これは人口10万人当たりの自殺者数でありますけれども、これは国・県平均よりやはり高い。市の平成17年から平成24年までの間の自殺者数は173人でありまして、年間平均22人、これをずっと計算してみますと2週間に1人がみずから命を絶っているということになるわけであります。

平成24年度は全国の傾向と同様に減少はいたしましたものの、平成24年が15人、平成23年は24人でありましたので、平成22年が23人、平成24年はこういうふうには減ったと。しかし、ことしは現時点で既に昨年の死者数に届こうとしております。経年的に波がありませんけれども、1年ごとの増減で短絡的に評価することはできないと思っております。

年齢的な傾向といたしますと、男性では50歳代の働き盛りから高齢者までがやはり多くなっております。女性は年齢とともに多くなってきているという傾向であります。この中でことし特に注目される部分は、20歳代の自殺者が確か4名だったと思っておりますけれども、もう既に出ていたということで非常に憂慮する深刻な事態だということであります。

生活習慣病との健康課題これはある程度原因が究明されまして、その原因に対する予防策を講じることで解決はできますけれども、自殺という問題に関しましてはさまざまな要因が複雑に絡み合っておりますので、なかなかこれを解決すればという明確な部分が見当たらない。自殺者数を減らす目的で効果が確認された介入方法というのはほとんどないと言われております。

取り組みでありますけれども、市では平成20年度から新潟県の補助事業を活用いたしまして、自殺の原因となる精神科疾患、特にうつ病これに対します理解や対応について知っても

らうために関係団体と連携しながら、12地区で専門医の講和やさまざまな分野の方々の講演会、あるいはFMゆきぐにを利用した啓発、相談窓口の周知これを図ってきましたけれども、まだまだごく浸透しているとは捉えておりません。

自殺予防におきます介入の目的、これは精神保健の改善にあるわけであります。つまり日々の相談業務の中で育児の問題、介護、経済的な問題、体の病気の問題、対人間関係いろいろありまして、相談関係者が誠実にこれらにかかわって、精神保健上の問題を改善していくことが結果として自殺予防につながるということだと思っております。幸いなことに大和病院長の宮永先生は精神科の大家でありまして、非常にこの面については心強い存在であります。

今後の取り組み方針ということの中で、本来自殺対策、これは個人の問題でなくて追い込まれた末の死ということの観点からは、行政、事業所が連携することはもちろんでありますけれども、市民全体の方々がこのことに認識をしていただきたい。環境あるいは要因こういうことを認識していただきたいし、そういうことを認識していただく機会を我々が設けていかなければならないことだと思っております。今後とも自殺の主要な原因といわれております「うつ」への対応を進めるとともに、さまざまな観点からの研究を進めて、地域における自殺についての知識・普及をさらに深めたいと思っております。

条例制定は、これは問題が問題でありまして、まさにここに罰則規定を設けるわけにはいかないわけであります。そうなりますとある意味、規範的な部分ということになりましょうか。掛け声を出すという程度のものに陥ってしまう可能性があって、条例は制定はしてみたけれども何の効果もない、改善もないということにもなりかねませんので、今すぐ条例を制定するとういことは申し上げられません。けれども、これは既に制定した市もあるようでありますので、それらの状況をきちんと把握しながら、こういう部分では例えば効果があったとか、こういう部分ではちょっと条例制定はそぐわなかったとかいろいろあろうと思います。それらをちょっと研究させていただいて、その後、方向性を定めたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議 長 1番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 自殺対策条例制定について

自殺というのは非常に今、市長から答弁してもらったように、いろいろな要因と、私もそういうふうには考えています。考えていますが、何が特効策だかということも見えないわけですけれども、一応これだけ県も1か月間、テレビ、新聞等を使って今盛んに宣伝広報をしています。そういう中で市も若干金がかかりますが、横断幕でも庁舎のところに自殺予防週間だとか月間だとかという、そういう人々に啓発するようなスローガンの看板とか、旗みたいなものを立てるような施策は考えていないかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 保健課長に答弁させます。

○議 長 保健課長。

○保健課長 自殺対策条例制定について

お答えいたします。具体的に横断幕、懸垂幕等は今のところは考えておりませんが、ただ、従来市ではFMゆきぐにを通過して、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、そういった自殺を予防するためのスポット放送ですとか、あとは関係者、住職の方をお願いして法話をするとか、そういったことでのPRは行なっております。横断幕等につきましては、また今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 質問順位 14 番、議席番号 12 番・中沢一博君。

○中沢一博君 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

### 1 教育現場における取り組みについて

最初に大きな項目の1点目でございますけれども、教育現場における取り組みについて伺います。

最初のがん教育強化の取り組みについてであります。国民の2人に1人が罹患して、今や日本最大の国民病と言われているがんでございますけれども、そのがんとどれだけ多くの方々が戦っておられるかということです。また、家族の多いことかということでもあります。自分が小学生であれ、中学生であれ、がんが家族を襲ってきております。私は現実を生きる大切さ、生き抜く力をどう子どもたちに教えるか。がん教育の大切さを心の底から感じております。

東京大学医学部附属病院の中川恵一准教授が言うておりました。特別授業をしたそうでございますけれども、その中で日本人の何人に1人ががんになるのであろうかと、京都の中学2年生62名の人に問いかけたそうであります。そうしましたところ100人であるとか、4人などという回答が、大体そういう生徒が多かったそうございまして、先進国の中でがんが増えているのは日本だけだそうでございます。でも、がんは予防できるというふうに最後は言葉をつないだそうでございます。

小中学校のときから教育が重要であることは言うまでもないわけでありまして、現在も学校では健康の保持・疾病予防の観点から、私は前にもお聞きしましたけれども、がんの予防を含めた健康教育に取り組んでいるという報告も受けております。しかし、子どもたちが病気をどこまで実際に理解しているのだろうか。がんという病気への向き合い方や、がん患者に対する理解を深める教育が必要であると私は感じております。現在のがん教育の実態と方向性というものをまずお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

2点目でございますけれども、アレルギー対策の取り組みについてであります。どういうわけか近年アレルギーの人が増えてきております。私も昔、杉鉄砲で遊んだにもかかわらず数年前から花粉症にかかりました。聞くところによりますと国民の4割以上がアレルギー性鼻炎に、またアトピー性皮膚炎は1割以上になっているとも聞いております。まさに先ほどではないですけれども、国民の2人に1人は何らかのアレルギー疾患に悩まされている計算になるわけであります。その中で私が調べた調査では、文科省の公立学校の児童生徒を調査したところ、食物アレルギーのある人は2.6%であった。食物アレルギーなどに伴う急性症状のよく言われるアナフィラキシーショックというこれを起こしたことがある人は、児童も何

と0.14%と聞いております。多分今はもっと増えているのではないかと思います。

食物アレルギーを持つ子どもも増加傾向にあるわけでありまして、特に私の孫も感じるわけですけれども、3歳児の食物アレルギーは14.4%にも上がっております。10年前と比べて倍増しております。そういう中、私事で恐縮ですけれども仕事柄団体さんなどが来られますと、必ず当たり前のことですけれども、この部分についてはお聞きするようにしております。

昨年の12月だったでしょうか、東京都調布市で発生した食物アレルギーのある児童の死亡事故は記憶に新しいかと思います。各学校では給食アレルギーの事故とか再発防止の取り組みを強化していると思いますが、にもかかわらず発生しております。何が原因なのか。当市の実態をお聞かせいただきたいと思います。

私は市の小中学校などの児童・生徒等が病気やけが、またアレルギー症状で救急搬送された際に、学校と消防署が迅速に連携できる、要するにお年寄りにやっておりますけれども、子ども版の緊急、病気などを記入した「子ども安心カード」というものを活用すべきではないか。緊急を要するわけでありまして、そういうものを提言しますけれども、お考えを伺いたいと思っております。

3番目に防災教育の実施についてでありますけれども、これは言うまでもなく東日本大震災を契機として防災教育に注目が集まっておるわけであります。私の地元でも中学校でも被災地に行ったり、また豪雨災害のときにはボランティア活動を親子で実施したりして多くの賛同をいただいています。

でも、これは市内全体では意識の温度差があるように私は感じているわけでありまして。決して全ての学校で実施しているとは言い切れないと感じております。被災地への被害状況や教訓を学ぶだけではなくて、これからはやはりボランティア活動や地元住民との交流などを行なうようなこと、また自分にできることは何かということ、そういう観点も私は教育として進めるべきではないかと感じるわけでありまして。市内の実態等をお伺いするものであります。以上、壇上からの1項目目の質問とさせていただきます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 教育現場における取り組みについて

中沢議員のご質問に対しましては教育問題と捉えておりますので、教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 教育現場における取り組みについて

中沢議員の一般質問にお答えします。教育現場におけるがん教育、アレルギー対策、防災教育についてお答えします。

まず、1点目です。がん教育の強化取り組みについてご説明します。児童・生徒における健康教育は非常に重要と考えております。各学校では健康の保持・増進、病気の予防と安全な生活など、病気等に対する総合的な教育指導の中にもがん教育は入っております。



現在、年間授業数として小学校では5年生、6年生が年間12から15時間を体育、特別活動、総合学習の授業で行なっております。中学校では保健体育の時間に、1年生、2年生、3年生とも16時間の授業を行なっております。特に罹患率が高くなっているがんにつきましては、子どもたちの身近な方でも罹患されている可能性が高く、この病気に対する知識は子どもたち多少あるのではないかと考えております。

中学校におきましては、がんの一番の要因でありますタバコについて、医師による講演会を平成21年度より保健課と連携して実施しております。タバコ、がんの恐ろしさ等の教育を学校に出向いて実施しております。医師による講演会の実施校ですが、平成21年度には五十沢中学校、平成22年度では大巻、城内、六日町の3中学校、平成23年度には大和中、塩沢中の2校、平成24年度には大巻中、そして今年度には城内中、六日町中と6校とも1回から2回実施しております。ことしの秋には一部の小学校、特に大規模校である六日町小、北辰小と行なう計画をドクター並びに保健課と今、日程調整が詰まったところでございます。

今後、各学校医が恒常的にがん教育をやっていくような方向で検討してまいりたいと思っています。現在、がん患者に対する今回の質問のような理解を深める教育までは、残念ながら実施していません。ご指摘のとおり必要と考えますから、今後学校、養護教員及び保健課と協議してまいりまして、小学校では総合学習、中学校では保健体育の時間で実施することを前向きに検討してまいりたいと思っています。

現在、国におきましては文科省の下村大臣が、命の大切さを教える教育の重要性を認め、「がん教育のあり方に関する検討会」を早急に立ち上げる約束をしております。我々としては教育現場、そのことによってがん教育がさらに普及してくると思いますから、その動向に注視してまいりたいと思っています。

2点目です。アレルギー対策の取り組みについてです。今年度、小中学校における食物アレルギー対象者は65名です。児童・生徒の約4%になっております。教育委員会では平成21年度に学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを作成し対応しております。当市の栄養師は県内でもこのことについて力を入れておりまして、県内他自治体に比して早い取り組みであると自負しております。

学校では個々の保健調査票により管理しております。アレルギー症状で緊急搬送の場合、必要に応じて保健調査票のコピーにより個々の状況等を伝え、救急隊への速やかで適切な引き渡しや対応を既に行なっています。

ご指摘の「子ども安心カード」の導入、活用についてですが、現在、南魚沼市で行っております保健調査票により対応できていることから、現在のところではカードの導入は考えておりませんが、必要に応じ今後検討してまいりたいと思っています。

食物アレルギー対象者数の推移ですが、平成21年度には53人、平成22年度は55人、平成23年度は58人、平成24年度は57人、そして今年度は65人と、若干ですがやはりご指摘のように増えております。

緊急搬送の状況についてですが、昨年は14名が緊急搬送されました。今年度は8月まで

10名が緊急搬送されました。ただ、食物アレルギーによつての搬送は1件のみとなっております。対応がきちんとしているからであると思っております。学校へのかかわりについては、食物アレルギーがあるかどうかということ、入学時に学校医から診断書をもらっておりまして、トラブルがあつたときは養護教員が学校医に適切な指示をもらいながら行動しております。

それでは3点目です。防災教育の実施についてお答えします。文科省では中央教育審議会の答申の中で、防災教育を目指しております。災害に適切に対応する能力の基礎を培うということは、生きる力を育むということで、このことが密接に関係していると、総合的な学習の時間、特別活動などの学校の教育活動全体を通じて、防災教育の展開が必要と国としては考えております。これを受けて新潟県教育委員会は、教育の重点項目として新たに防災教育の重要性を加え、全県の学校に次の3点について取り組みを指示しております。

1点目です。危機回避の能力の育成、2点目、学校防災計画の見直しと改善、3点目、家庭や地域と連携した防災体制の見直し、これを基礎にしながさらには新潟県としては現在、各市町村が対応しやすいように、現場ですぐ役立つ新潟県防災教育プログラムを策定中です。南魚沼市では現在、教育計画を各学校とも作成し、防災教育を実施しておりますが、今ほどの国と県のさらなる動きに注視しながら、今後進めてまいりたいと思っております。以上で答弁終わります。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 教育現場における取り組みについて

教育長の答弁をいただいて質問はいいような感じぐらい、私が思っていたよりも実際進んでいることを実感しまして、安堵しております。本当に現場で頑張っているのだなと実感しております。

ちょっと確認をさせていただきたいと思うので若干お願いしたいと思っておりますけれども、私はこれからという部分があつて、保健体育の授業の中で進めていくという、カリキュラムがいろいろ少ない中で進めていくわけですから、なかなか難しいと思うのですけれども、やはり学校全体でこういうものを全部捉えていく。例えば災害等があつたとき、ボランティアで行つたとき、なかなか現実はまだまだそこまで認知されて——実際行程があるから一概には言われませんが、なかなか進んでいるよというところまで、どのぐらい進んでいるのかなということを感じております。例えば今回のいろいろあつた災害、福祉協議会あたりのボランティアのほうからあつた場合、生徒としてどのくらい参加しておりますでしょうか。もしされたらお願いしたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教育長 1 教育現場における取り組みについて

残念ながらその数値については、把握しておりません。今ほどの必要性について十分理解しておりますから、今後、子どもたちがそういう動きをしていくように学校と協議してまいりたいと思っております。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 教育現場における取り組みについて

ちょっと前後して大変恐縮でございました。最後から行ってしまって大変済みません。それががん教育の件でございませうけれども、大人側は、私も社会厚生委員会の中において、なかなか検診の受診率が上がらないといつも出てきているわけです。私は逆に言えば子どもさんから、今おっしゃったように教育というものを小さい頃から受けて、当たり前だという、そういうやはり教育をしていかなければいけない。逆に子どもたちから逆教育を受けるようなそういう観点でしていったほうが、先ほどの話で長いようだけれども、私は逆に言えばそれが近道ではないかなと感じていますが、その点いかがなものでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 1 教育現場における取り組みについて

私もまさにそのように思っております。そして今の教育現場でのがん教育については、例えばタバコのがんだとかという現状についての教育はしておりますが、今、国の下村大臣の動きのように、命の大切さを教える教育という部分まではかかわっておりませんから、私はやはり教育現場で、思いやり教育という切り口からこの部分が大切だと思っておりますし、県、国の動きにあわせながら南魚沼市でもこの部分に取り組んでまいりたい。そういう意味では中沢議員の言われるところと一致しているのではないかと思っております。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 教育現場における取り組みについて

ありがとうございます。先ほど前者の同僚議員からの質問にもあったように、我が市は自殺者がすごく多いです。本当に命の大切さというものを、やはり私は小さいころから本当に学んでいかなければいけないとうふうに実感しております。ぜひ、質の高い授業を期待したいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次のアレルギー対策の件で私が勉強不足で大変恐縮でございませうけれども、例えば調布市のように、一般的に自己注射のエピペンですか、それが結局遅かったためにそういうふうになってしまったと報告を私は聞いているのです。実際、当市にはそういう事例がまだないかと思うのですけれども、例えば担任だったらわかるし、養護教諭だったら大体わかると思うのです。ただ、それが絶えずそばにいるとは限らないわけでありませうので、そういうときに例えばいろいろな教員の先生方は、全部教育は受けているのでしょうか。いつでもできる体制になっているのでしょうか。ちょっと確認をお願ひしたいと思ひます。

○議 長 教育長。

○教育長 そのような体制になっております。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 教育現場における取り組みについて

ありがとうございます。本当に心強い発言がございましたので、ぜひ、子どもの安全を守るように頑張っていたいただきたいと思います。

## 2 六日町バイパス・浦佐バイパスの今後の方向性について

次に大項目の2番目の部分で、市長にお伺いさせていただきたいと思います。六日町バイパスと浦佐バイパスの事業の今後の方向性についてでございますけれども、六日町バイパスは申すまでもなく昭和49年に計画、調査が開始されたと聞いております。そして事業化は平成6年と聞いています。総延長が5.1キロ、総事業費が302億円であります。今まで実際に実施した事業費というのは168億円で、進捗率は56%と報告を受けております。

また一方で、浦佐バイパスは昭和63年に事業化されまして、全体の事業予算は総延長2.2キロで210億円、事業費は今まで128億円で進捗率が61%と聞いております。今、私が申すまでもなく、これは全議員が思っていることだと思います。計画路線になっている中で、今病院事業等が進んでいるわけでありまして、救急救命道路としての役割は大きくなってきている。その中で先日の豪雨災害等が起こったときにこういう状況になっているのを見たときに、進捗率が民主党のときは全然だめでしたけれども、やっと今出始めてきました。

行政が必死になって、国また北陸地方整備局等に言っているかと思っておりますけれども、井口市長もよく、私の任期に、これからあれですけれども、やり残したのは六日町バイパスだという表現もよく聞いております。私は月日がたってきたときに、本当に完成するのだろうかという不安感も出てきているのも事実であります。計画に関する確認でありますけれども、市長にもう一度この点、当初の計画どおり進もうとしているのかどうかということと、今後の方向性を、なかなか相手があることでございますけれども、知る範囲の中でお聞かせいただければと思っております。

○議長 市長。

### ○市長 2 六日町バイパス・浦佐バイパスの今後の方向性について

両バイパスにつきまして今、議員からそれぞれおっしゃっていただきまして、事業費等、進捗率等はそれとおりであります。今後の方向性といいますか展開でありますけれども、六日町バイパスにつきましては、平成27年度の我々の新市立六日町病院の開院に向けまして、小栗山地内を約700メートルであります、病院までの市道の取り付け部分を今現在の県道平石西ノ裏線から病院前の市道までであります。これの事業暫定共用を目指して進めております。

この後、まずはそこまで結んだ後に、今現在はちょっと補正部分で対応しておりますけれども、国道253号と六校通りといいますかあの道路の間がまだ残っているわけです。その一部にまだ用地を買収していない部分がありまして、国道253号寄りのほうですけれどもこの用地買収を進めて、高規格道路とのあそこがジャンクションになりますし、そこを病院のところが終わった後はそちらのほうをまず実施していこうと。

それから続きまして起点側、塩沢の竹俣側であります。これから杉の島線の先ほど触れました市道の部分ですけれども、そこまでの工事を進めていこうと。最後に国道253号から庄之又側のほうの終点部分でありますけれども、ここを進めていこうということになります。

問題といいますか、特にこれからまだ若干時間かかるわけですけれども、庄之又ー国道253

号間がまだ用地測量もしていない状況でありますので、これらをやはり早く実施をしていただいて、地域の皆さん方が正式にこの土地が用地買収になるのだとか、ならないのだとかこのことを明示していかないと、もうそれこそ都市計画決定事業化は平成6年でありますからもう20年もたっている。その前から議員さっきおっしゃったように話はずっと出ていたわけでありまして、もう30年もずっと待ちっぱなしで何でもないと。こういうことですから、これらは何しろ1日も早く事業とは別とは言いませんけれども、あわせて丈量部分の明示までぐらいまでは、早くやっていただきたいということはずっと申し上げているところであります。

政権がかわりまして、しかも国土強靱化という部分が強く打ち出された中で、補正で5億6,000万円ついて、平成25年度分で1億5,000万円でしょうか。非常に金額的には一時に比べて膨らんだわけでありまして。今度は平成26年以降重点的にということ、浦佐バイパスのほうをやはり先にならざるを得ない部分がありますので、浦佐バイパスを優先的に進める中で、その後六日町バイパスにきちんと予算投入をしていこうという考え方のようでありまして。我々は両方ともとにかく重点項目だからというお話を申し上げております。

長岡の国道事務所長は非常に、前々からでありますけれども理解をしていただきまして、とにかく要望としては強く受けとめているということをおっしゃっていただいております。平成26年度予算がどうなりますか、平成26年度の補正も何か景気の腰折れを防ぐために考えているという情報も入ってきております。それらを注目しながら、与党関係の国会議員の先生方には、これからまた改めて強く要望していこうと思っております。議員のほうからもまた与党関係の国会議員の先生方によろしくお願い申し上げたいと思っております。

浦佐バイパスは平成26年度までに魚沼市の県道雷土新田浦佐線から国道291号までの1.8キロについての供用開始。平成25年度には今のとまっている部分から先ほど触れました雷土新田浦佐線までを何とか供用開始しようということでやっているところであります。こちらは割合と早く魚沼市側のほうには進んでまいりますが、問題といたしますかちょうど予定に上がっているわけでありましてけれども、南魚沼市側、大和庁舎の脇を抜けて現国道17号線にすりつける部分までは、まだ予算化ができていないということではございませんので、はっきりと何年ということがまだ明示をされておられません。

魚沼市側につきましては、やはり最悪でも国道291号までは平成27年6月の基幹病院開院時には間に合わせたいということで今工事を進めているところであります。これも六日町バイパスと同じでありまして、予算づけのいかんによって計画は大きく変わってくるわけでありましてけれども、何とか予算獲得に努めながら、全線を一日も早く開通できますように努力をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。いずれにしても途中で、3年か5年に一度事業評価はありますけれども、もうBバイCやそういう部分については、まずこれが翻ることはないと確信をしておりますので、事業は継続をして進められるということは、一応強く思っているところであります。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 六日町バイパス・浦佐バイパスの今後の方向性について

今、市長の話をお聞かせいただいて、一時は途中で縮小するのではないかという意見も、いろいろこっちは発信していないわけですからそういう方もいましたけれども、今、市長からこれからの順番等をお聞かせいただいた中で、用地調査ですかやっていきたいという部分がありましたので、ずっと長年多分待ってられるわけでございます。まずはあそこに入らない限りは一步進まないわけですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

別に行政が悪いわけではないですけれども、今回、東京オリンピックを見ていてつくづく感じたのは、やはり交渉というのは大事だなというか、別に交渉が悪いと言っているわけではないです。いろいろ裏方のああいう部分を見たときに、なるほど国に対してどこもみんな、うちの道路つくってくれ、つくってくれと多分言ってきているかと思うのです。そういう中で現場のほうでも必死になって優先順位を上げるという形で、多分一生懸命されているかと思えます。そういうことを戦略という部分ではないですけれども、よく一般的に費用対効果などと言っていますけれども、費用対効果だけで求められる部分ではないと私は思っています。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

私なんて何もできませんけれども、ちょうどたまたまそういう面ではいいチャンスだと私は思っています。国土交通大臣が我が党でありますので、そういう面では私は中越地震のときも一緒に行った部分があります。私等云々ではなくて、そういう面では今言ったように全国会議員、また全地方議員が一丸となってやっていく部分だなと実感をしております。もう一度市長このバイパスについて、本当に並々ならぬご決意があるかと思いますが、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長 市長。

○市長 2 六日町バイパス・浦佐バイパスの今後の方向性について

一時はそれこそ事業存亡の危機に立たせられたわけでありましてけれども、何とかそれを乗り切ってようやくここまでこぎつけたということでもあります。1つの明るい材料は、今年度だと思っておりますが、長岡の大きな事業が確か完成するわけです。そうしますと長岡国道事務所管内の予算が大体そう大きく増えるということではありませんけれども、配分の仕方が大きく変わってまいりますので、これらも含めてそれらを六日町、浦佐バイパスのほうに投入してもらい、そういう今戦略を描きながら国交省の事務方といいますか幹部と話をしているところであります。

もちろん最終的にきちんと決定するという部分になりますと、国会議員の先生方の力も大きなものでありますのでこれらも含めて、これで大臣がわかったと言ってくればそれでもいいのですけれども、なかなかそこまでは確か言わない部分であります。与党の皆さん方の先生の力を借りながら、一日も早くとにかく完成させると、このことに心砕いてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 12 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 六日町バイパス・浦佐バイパスの今後の方向性について

市長の力強いお言葉をいただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

### 3 議会の“見える化”推進について

最後でございますけれども議会の「見える化」推進についてお伺ひさせていただきたいと思ひますけれども、私はこれは平成23年の3月議会でも質問させていただきました。再度お伺ひするものであります。今、議会ではいろいろ、議会基本条例をつくってみたり、通年議会ですかそういうふうにしてみたり、情報公開に一生懸命どこもやっているわけであります。出前議会もやっていると、そういう部分も聞いております。このことに関しましては、我々議員全体で今後考えていかなければいけない部分であります。議員の定数はどうするのか、報酬はどうか、適正なのか。やはりこれは今、私たちはもう任期でございますので云々ではなくて、本当に次の方たちに託したいと思っているわけです。

その中で私は議会の内容をどう市民に伝えるかということで、インターネットの配信等をお考えいただいて、見える化というものを一歩進めてはどうかと提言させていただきました。その後、見る人の件数等が少ないという調査をした事例も出ていますけれども、今後の方向性、今、ネット選挙解禁ですかそういう部分がいろいろ出ておる中で、当市の取り組み等、市長の立場としての取り組みがございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

### ○市 長 3 議会の“見える化”推進について

議会の「見える化」といいますか、議会活動を市民の皆さん方から十分ご認識をいただくということについては、大変重要なことでありまして、今、ラジオの一般質問関係の放送とかあるいは議会広報、これらが主力になっているわけであります。インターネット配信につきまして、今、議員おっしゃったように平成22年でしたかの議会改革に関する要望書の中にもございましたけれども、検討した経過があります。

ラジオ放送とホームページで録音放送を聞くことができる形とさせていただいて、現在に至っているわけでありまして、画像配信はそのときは実施を見送らせていただきました。導入自治体のアクセス件数を調査させていただいた中で、費用対効果としてはちょっとまだ、この年度では早かったということでありまして、見送りとさせていただいたところでありませう。

またなお、議会改革の要望ということではありましたが、議員の皆さんの中でもやはりご意見が分かれていたと、そこまでやる必要はないとかそういうこともありましたので、このたびは見送らせていただいたわけでありませう。

今後これをどうするかということでありませうけれども、何が一番有効で、ある意味費用対効果も出て、そして市民の皆さん方に内容をきちんと知らせることができるか。これを十分精査しながら、新たに議員の皆さん方が今度は誕生するわけでありませうので、その中でまたきちんとした議論をいただいて、どうしてもこの方向が必要だということであれば、それを拒むものではないとうふうにも今私は考えているところでありませう。

ただ、画像配信は、関心が非常にある方は確か相当喜ぶといひますか効果があると思ひます。

ですけれども、あまり関心を持っていない皆さんに、議会の内容を我々は知らせたいわけ  
ありますので、そこにどういう効果が出てくるかというのがまだちょっと見極めができない  
部分がございます、もう少し検討を進めているというところでもあります。

いずれにいたしましても、議会が市民の皆さん方から十分議論の内容も理解するかしない  
かは別にして伝わって、議会の皆さん方も、私みたいなものでも議員になられているのだから  
何てことを言われぬようによろしくお願いします。きちんとした議会活動が正当に市民  
の皆さんに評価される、そのことがやはり市の活性化あるいは市の向上にもつながっていく  
わけありますので、そういう形をとらせていただきたいと思います。また、我々も  
考えてまいりますので、皆さん方からもご提言等をいただければと思うところでもあります。

○議 長 12 番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 議会の“見える化”推進について

当市においても、今、市長がおっしゃたように例えば音声があつても聞かれるようになり  
ました。それはかなり私の範囲では環境がいいです。時間がたてばなくなりますけれども、  
いつでも聞けるという部分があつたり、例えば私たちが一般質問をしているとき、今までは  
何年前のどこを検索したらいいかわからなかったけれども、今はすぐわかるようになってき  
ました。そういう面ではすごく一步一步進んでいるかとは思いますが。

今、市長が言ったように、例えばこんなことをここで言うのはどうかわかりませんが、  
私が感じるのは、私たちは10月に改選がございます。そのときに立候補云々というのは  
個人の問題でありますけれども、冗談半分で市長が言ったようなそういう部分ではないです  
が、議会にどれだけの方が本当に関心を持っているだろうか。立候補者数はこれからどうな  
るかわかりません。ですけれども、やはり私たちからも発信していかなければいけないのだ  
なということを本当に私は痛切に感じている一人であります。

議会というのは行政の本当に執行しているところだぞということを、市民にもっとどん  
どん、聞く、聞かないは別として、今は夜インターネットを見ている方が結構多いです。若い  
人たち。本来ならば若い人たちがどんどん手を挙げて、議員になりたいのだというぐらいの  
人が出てこなければいけないわけです。でも、なかなか現実はそうではない。私たちにも責  
任があると思います。そういうことを考えたときに、私は少しでもそういうインターネット  
等で、緊迫感もますます帯びている中でそういう発信を、私はしていきたいと思つて。再  
度、市長にお伺いするものであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 議会の“見える化”推進について

まさにそのとおりでありますから、いろいろの部分を検討させていただいて、今、議員が  
おっしゃることを導入するか否かも含めて、新しい議会になった際に十分ご検討させていた  
だきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 休憩とします。休憩後の再開は3時10分といたします。

[午後2時47分]



○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後3時10分]

○議 長 質問順位15番、議席番号3番・林 茂男君。

○林 茂男君 歩む会の林 茂男です。発言を許されましたので一般質問をさせていただきます。4年前の第1回目のことを覚えておりますが、あのときは25分ぐらい1回目ですらしゃべりまして、しゃべれなくなったという恥ずかしい思いしましたが、あれから4年間で少しでも成長した姿を見せられればと思っております。

#### ふるさとの森林をどう守り、育むか

きょうはふるさとの森林をどう守り、育むかというテーマで質問をさせていただきます。

私は25歳ぐらいから地元の小さい生産森林組合の役員をしてまいりました。その中で時折やりきれない思いがしておりました。今もしております。生産とは名ばかりで、この数十年杉材などは一向に売れませんでした。もう伐期をとうに迎えている木が非常にあるのにこの状態でありました。

それは杉材など国産材が売れないことに起因しております。全国的な問題で森林荒廃も引き起こしています。搬出の賃金等にも見合わないで、間伐もほとんどが切り落としという状態でした。林に投げ捨てておくという状態です。林業の担い手も育たない、この辺をどうすればいいのかと思っております。

人が山に入らず緩衝帯もなくなり、社会問題になっています猿やけもの等の被害の大きな理由になっていると思います。猿問題は言われて久しくさまざまな対処がされてきましたが、解決には至っておりません。全国的な問題となっている山林の荒廃が大きな原因だと思います。

常態化したといわれているゲリラ豪雨などことしの夏の異常気象を国、気象庁も認めて、今後はその事象が減ることはなく増えていくという見解が示されました。2年前の我々の市を襲った豪雨災害でも山腹の災害、特に手つかずの杉林等の根元からの倒壊というのが非常に目立ったところであります。森林の再生はふるさとの今や待ったなしの防衛問題といっても過言ではないかと思っております。ふるさとの森林をどう守り育むか、市長の見解を伺うところであります。

1つ目、現在の森林行政に関する我が市の具体的な取り組みはいかがでしょうか。

2つ目、南魚沼市長として今後、森林問題はどうかあるべきだと考えておられるでしょうか。また、新たな政策を考えておられるか伺います。

3つ目、杉材を燃料とする火力発電所の構想が言われております。5月30日に県の振興局の皆さん、また地元の行政、魚沼地域の林業関係者の皆さんが林野庁森林局長を招かれまして勉強会を開きました。この中で間伐材を燃料とする火力発電所、全国でもまだ数箇所程度だということですが、を成功させております福島県の株式会社グリーン発電会津、総事業費が25億円という説明でしたが、その先進事例の話をお聞きしました。売電を行なっているわけでありまして。本当にこのときだけは、普段は真面目でありませんが身を乗り出して聞き入

りました。

昨年7月に始まった国の代替エネルギー政策による電力の固定価格買取制度で、バイオマス発電が対象になったことから、新潟県も発電の事業化の検討を開始して、本年度は調査費300万円を計上しております。県ではこれに先駆けて5月22日に初会合が開かれて、その後の動きを受けての勉強会でありました。私も非常に魅力的に思ったのは、山の再生が同時に可能であるという点でした。売れる——これまで売れなかったわけです。売れることによる山側への利益還元ができること。もう1つはなかなか進まなかった森林経営計画等の策定にも、一般森林所有者の理解が得やすくなるという点があげられると思います。何といても山の整備費用が生まれて森林や育成が活性化する好循環、また雇用も期待できるという点があるかと思います。

森林関係者にお聞きしたところ、魚沼産杉材の現状はA、B、C、Dとあるそうですが、A材といわれる建材に使われるものが20%、B材という合板などが40%、残り40%はC、D材ということでペーパーとか製紙用、またチップ材ににしかならないということです。C、D材は実のところ処分してもらおうというような扱いだそうであります。これまではただ同然だそうであります。

しかし昨年、会津の発電所ができた後は、この魚沼材を運送つきで、向こうがトラックを持ってきて買いつけに来ています。発電所の燃料となっているからであります。我が南魚沼市、津南町も魚沼市もこれに相当量出しているということです。現場を何回か見に行かせてもらいました。大型トラックで土場——平らなところという意味です——の引き取りで、トン当たりで4,500円。ペレット材までのこれまでの常識では、運賃をこちら持ちでトン2,000円だったといえます。全く違うのだということです。

仮に私たちの近郊にこれらの発電所ができた場合に、6,000円から7,000円の売り値を実現できるのではないかと森林関係者の方はおっしゃっておりました。地元産材が活性化する可能性が大きい。そして、そのことによって今、魚沼地域の6つの大きな森林組合は、歓迎の方向だ、ただ、非常に難しいのだとは言っておりました。

事例発表された会津の関係者は、まず資源量の把握をすること、そして事業展開の核となる事業者をきちんとつくることと示唆しました。会津と同規模の発電に必要な燃料は年間8万トンだそうではありますが、新潟県内の資源量では県内に3か所が限度だと言われておりました、そのぐらいの量しかない。年間発電量は旧六日町の市街地約1万世帯に相当する。既に県北の関川村では、この半分規模の大きさに発電所の建設に動いているということが言われておりました。

私は魚沼で検討が始まって、かつ我が市に建設されることを大いに期待したいと思います。エコ時代にふさわしく地域環境のイメージ向上にも当然つながると思います。また、そこで発生する熱も、もしかすれば温水化という形で冬季消雪水の利用などの展望も開けるかもしれません。行政は今も進めておりますが、森林作業道の——林道ではない作業道の整備、そして民有林の保育事業の補助金制度、それらの拡充などを促進することによって支援するこ

とも可能となるかと思えます。とにかく手つかずの状態にある多くの個人所有林にも手が入っていく機運が高まるという点があるのではないかと思います。

森林の健全性は先ほど申し上げた猿被害の抜本的な解消、そして河川環境の水質改善にも当然つながっていく。また、里山再生の道が開ける、林業の担い手、その業種の継続もそうだと思います。現在、41名の森林組合の技術員の方がいるそうですが、冬季はほとんどが解雇になっている状態です。これらの方々の少なくとも半分以上の雇用の拡大ということにもなり得ることではないかと思います。自分の議会報でこのことをちょっと書いたのですが、いつになく非常に反響がありました。その話は進んでいるのかという話ですが、まだ全く進んでいませんと答えています。

しかし、これからの将来の話で、この話を逃して展望があり得るのかなという話も皆さんとさせてもらっています。期待もしているところは多いと思います。非常に魅力的で将来性に富んでいて今日的課題だと思っていますが、この問題が今、一応俎上に上っている、話としては出始めている、県も取り組もうとはしている。この点で南魚沼市が後塵を拝することは許されないと思いますが、市はどのように関与するのか、市長の見解をお聞きしたいと思います。以上、壇上から終わります。

○議 長 林 茂男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 林議員の質問にお答え申し上げます。

#### ふるさとの森林をどう守り、育むか

森林の整備等につきましては、これはもう議員のおっしゃるとおり、市にとってもあるいは日本全体にとっても大変大きな課題でありますし、このことが進まなければ大変なまた状況になっていくということは十分認識をしているところであります。

その中で、現在の森林行政に関する市の具体的な取り組みでありますけれども、まず森林整備ということにつきましては、私有林を対象といたしました森林の除間伐、枝打これらに対する補助制度「民有林保育事業補助金」がございます。これは森林整備の費用に対して、国県の補助に市の補助金を上乗せをして6割まで補助しようということでありまして、これによりまして山林所有者の自己負担の軽減を図っているところであります。民有林保育事業は平成14年度あたりがピークでありまして、現在は20から30ヘクタールぐらいしか進んでいないということでありまして。

大きな課題といたしまして、やはり実行経費に対しまして補助率が非常に低いということでありまして。一般的に補助率が国が30、県が10、これに市が上乗せをしているわけですが、実行経費という部分がありまして標準単価で国県は補助しますので、我々のような作業条件の悪い地域では実行経費が非常に高くなる。だけれども、標準単価で補助するということですので、先ほど触れました国が30、県が10という補助率も実質的には市の部分を足しても50%が限度ということになります。そうしますと半分を所有者が負担をしてやれということですので、なかなかここに踏み切れない。踏み切れない理由はもう山林所有者の高齢化と、議員が先ほどおっしゃいました山林からの所得が余り期待できない状況ということが

非常に問題点ということでございます。

市行造林、これは分収造林でありますけれども、これにつきましてはそれぞれの造林地の林齢にあわせて除間伐、保育こういうことを努めておりますけれども、平均的に年間3,000万円ぐらいであります。これは大体40から50ヘクタールぐらい施工しているところではありますが、これは県内でも上位にランクをされておまして、評価を得ているところでもありますけれども、私有林の補助経費等の比較もありますので、これはこれだけでも一概に評価できるということではありません。

それから社会参加による森林整備支援につきまして、平成20年度に策定をいたしましたバイオマスタウン構想に基づいて実施しておりますペレットストーブに対する補助制度、これは平成21年に創設いたしました。これは木質ペレットの利用促進を図るということでありませぬ。しかし、余りやはり進まなくて創設時の平成21年度は12台でありましたが、平成22年が7台、平成23年が6台、平成24年が12台、しかもペレット材が今、市内のペレット生産部分からはほとんど出ていないところでありまして、津南町の森林組合の部分のペレット材といいますかペレットが多く利用されているところでもあります。

ご承知のように市内のペレットの製造部分につきましては、材料はある程度集まっておりますが、ペレットの売却が進まないということで、今は休止状態かと思っております。やめたということではありませぬけれども、なかなか買い手がつかないといいますか量がはけないということでもあります。

浦佐の認定こども園ではペレットボイラーで冷暖房まで行なっているところでもありますけれども、これをもってもなかなか需要が増えていかないという、しかも良質ということではないとだめだそうで、これがなかなか生産できない。というのは、いい材料が出てこないということです。そういう問題点もございませぬ。

それから平成23年度に市内産の杉材を利用した住宅に対する補助制度を上限50万円ということで実施しております。これは実績が平成23年度5件、平成24年度8件ということであります。そのほかそれぞれ積極的に木材利用に取り組んでいるところでありまして、先ほど触れました浦佐認定こども園、あるいは道の駅雪あかり、図書館のルーバーとか、そういう部分に積極的に木材利用を進めているところではありますが、なかなか決め手にはなっていない。

さっき議員からおっしゃっていただきましたように、一番の問題はやはり作業道ないということでもあります。伐採をして運び出すのにとっても車の行かないところからということは、今はもう全くそれが利用できないと同じことでもありますので、市の単費によっても作業道の建設を進めていこうということで取り組んでいるところではありますが、実績としてすぐには上がってこない部分がありました。

一時、国のほうも森林整備加速化をちょっと延長していただいて、今それに該当させて石打とかのところで作業道整備をしておりますけれども、これはやはりある程度杉林のある部分については全市的に網羅していかないと、伐採も含めて森林整備が進んでいかないと。

を復元する、あるいは森林としての機能を復元するには、杉を伐採した後にまた杉を植えたのでは、これはなかなか保水機能ももちませんので、やはり広葉樹あるいは落葉樹これを植林していかなければならない。これは今度はほとんどが用材にはなりません。ですので、そうなりますと公共的に、市であれば市民全体がやはりその負担を負うべきということのある程度きちんと確定していかないと、森林所有者にとっては非常に重荷になるということになります。

昔から言われておりますけれども、ブナの木は成木1本で1反歩の田んぼを潤すと言われていた。このくらい保水力が高くて非常に素晴らしいことでもありますけれども、そういう広葉樹をこれからやはり増やしていかないと、森林としての機能が徐々に低下していく。こういう循環、ある意味で悪循環が続いているところであります。

あるべき姿、新たな施策ということでもありますけれども、あるべき姿はもう先ほど議員からおっしゃっていただいたとおりでありますのでこれは別にいたしまして、新たな施策ということにつきますと、今、森林整備の必要性、木質資源の利用促進を働きかけております。1つちょっと明るい材料は、カーボンオフセットのクレジット買取資金を財源に、現行の民有林保育事業あるいはペレットストーブ補助、家づくり補助、これらの充実を図っていければと思っております。クレジットが正式に認可をされましたので、売り込みにまた全力を挙げてこれらの資金的な部分にもしていければと思っております。

市の森林の現状であります。林野面積が4万4,000ヘクタール、市面積の75%であります。そのうち民有林が2万5,000ヘクタール、4万4,000の55%です。その中で主に杉材であります人工林が5,200ヘクタール、これは民有林の約20%、ここが一番の問題点であります。杉の樹齢が市有林や市行造林、これはさっき言いました分収造林的なものでありまして、ちょっと遅く戦後すぐにとということではなくて発足しておりまして、大体35年程度です。

それから個人林は戦後の荒廃した——荒廃はしていなかったか、山に木を植えて、将来はそれを財産にしてということ、国が奨励をした部分これが大体50から60年、もう伐期です、まさに伐期であります。ところがこれがなかなか伐採できていない、こういう状況であります。

これを何としなければ本当に南魚沼市の将来にとっては大きな禍根を残すことになってまいりますので、それぞれの施策はございますけれども、これについても先ほど触れましたがまずはやはり作業道、そして搬出した材が対価を得られるという、それも森林所有者に対して負担にならない対価を得られるような形にもっていかなければ、木は切って出したけれどもずっと赤字で損しているばかりだということでは、これはなかなか実効性が伴わないわけでありませう。そういうことを目指しながらやっていかなければならないものだと思っております。

火力発電であります。議員おっしゃっていただいたように5月末にそういう説明会といいますか講演会も開催されたことでもあります。ここで議員がやはりおっしゃっていただいたように、問題点は用材がこれだけ供給できるか。ですので、もしこれが実行するにいたしましても、南北魚沼、十日町も含めて1社、それでもやはりまだ供給材が確かごく潤沢ではな

いという状況だと思っております。

実はある民間の方からこのことについて、これは市内の方でありますけれども、事業をやりたいと。これは会津の部分と同じ25億円ぐらいの事業でありまして、この事業に参画をしてやっていきたいということでお話がございまして、それぞれ働きかけをさせていただきました。魚沼市にもやはり事業を実施したいという部分がございまして、2社がこれをやってもどうしても間に合うといえますか、もう全然供給材が足りないわけでありまして。現在は魚沼市さんも含めてそして県とも協議をしながら、実施に向けていろいろ検討を進めているところであります。

先ほど議員がおっしゃいました年間最低でも6万トンといわれる燃料の調達材が可能かということでありまして。この9月3日に検討会で出材予定量の確認をいたしました。目標が今度は立米数になりますけれども年間7万5,000立米、出材の予定量が1万7,950、これは6森林組合であります。目標の24%程度しか出てこないということでありまして、材料の供給の考え方を従来のただ森林整備ということだけでなく何かを加えていかないと、方式を基本的に変えていかなければほとんど達成できないということでありまして。

ただ、発電量を落とせばそれなりの部分はできますけれども、それではなかなか事業として成り立っていかない部分も見えるかと思っております。集材範囲の拡大、これが魚沼圏以上の必要性は当然想定しておりますけれども、どこまで拡大をしていって何とか供給ができるのか。これらも今検討しているところでありまして、県からも積極的にかかわっていただくことが必須条件であります。

ただ、今、県がどこまでどういうふうにより本当にこのことに、補助金までつけて調査もしているということでありまして、積極的ではないとは申しませんが、目立ったほど県が主導してということところがまだ見えておりませんので、これは我々のほうからまたきちんと働きかけをしながら、事業の実現に向けて南魚沼市も魚沼市さんも一緒になってこれやっていかなければならないものだと思っております。

非常に大がかりな事業になります。先ほど議員が触れていただきましたようにグリーン発電会津はすごいものでありまして、年間6万トン集めて30億円の建設事業だとか、それから燃料の搬入のアクセス道、これはいい場所に建設すればいいわけですがけれども、高圧線の隣接地、それから冷却水の確保。冷却水がまた必要になりますので、それはまた議員がおっしゃったように冷却水が暖かい水、あるいはお湯を今度は再利用できますので、ただ水をどう確保するかというそういう問題もございまして、今、鋭意そういう事業要望者と森林組合あるいは市、そして県で協議を進めているところであります。

なるべく早くやはり方向性をきちんと出してやらないと、事業予定者もいつまでたっても結果が出ないということであれば、これはもう当然撤退をすることは明らかでありますので、これらも含めて大変難題ではありますけれども、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

○議 長 3番・林 茂男君。

## ○林 茂男君 ふるさとの森林をどう守り、育むか

おっしゃるとおり1番目の具体的な取り組みのところでお話をさせてもらいたいと思いますが、市長も述べていただきましたように民有林の整備が非常に進まないというところが、我々の地域の大きな問題だなと思います。

先ほど森林組合の役員と話しましたが、組合と過去二十何年間やってきたわけなので、その間民有地の皆さんと境界の立ち合いとかを自分も立ち会ったことがよくありました。我々は全くわからないので、自分の地元のお年寄りの皆さん、当時は70歳、80歳であったわけですが、もう既に90歳近くになっている人と一緒に行っても、その方々でさえわからない。多分、議場の中の皆さんも大分若い方が多いので、90歳の人たちがわからないという森林に対して自信がある人は、私も含めてなかなかいないと思っています。

林の国土調査なんていつになるかという話が前もありましたし、先ほど市長が言われたように森林従事者等の高齢化の問題とか、境界線の問題、この辺も含めて後押しがどうしても必要なときに差し迫っていると思っています。その中で先ほど言われた民有林の整備を促すための施策、民有林の補助制度のやつがことし多分、森林組合の方から聞いて何とかならないかという相談もあったわけですが、6割補助と先ほど市長言われました。現在要望として出されているのは、8割の補助を求めている。また、補助金が今500万円枠だと思いますが、それを900万円、その中で使われているパーセントが確か非常に低くて、先ほどおっしゃった平成十五、六年のころが一番ピークで、その後はずっと減っている。これは使わないからいいというものではなくてやはり使えない、それほどそういう世代になってしまっていると思ったほうがいいのではないかなと思っています。

この辺はいろいろな財源の問題もあると思うのですが、新たなリフォーム事業というか、森林の再生において民有林の再生が、その境界線を新しく見出していったりということにもなってきます。非常に避けて通れない問題なので、何とかここでこ入れをするべきかなと私も思いますけれども、市長の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

## ○市 長 ふるさとの森林をどう守り、育むか

森林整備に対する財政的な投資についてためらうものではありません。しかし、先ほどちょっと議員から触れていただきましたように、市で用意した補助金が使われていない部分というか、これは補助率が低いからだということに起因をするのか。もう1つはこれも議員が触れていただきましたように所有者が高齢化いたしまして、じいちゃんの名義で、若手しよもいるけれどもとても山の杉何かかまっていられない。そんなところへ例えば7割補助であっても3割も金は出せない、こういう部分が非常にあるわけであります。

そこで整備をすれば、近い将来あるいは今、確実に自己負担分を上回る利益が発生するという部分が出てこない、100%補助になれば別ですが、なかなか森林整備が自分のお金も出しながら進めていこうという機運にはならない。そうなりますと用材をどう消費するかというこのことにかかりますので、それをきちんと確立してからでないと、市が1人で補

助率を少しばかり上げても、これはなかなか実行できていけないと思います。前段としての用材の利用をきちんと確立できるような方策をまずとらなければならない。やはり安価で出すということになりますと、さっき言いました作業道がどうしても必要ですので、これらの整備をまずは先行させてやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 3番・林 茂男君。

○林 茂男君 ふるさとの森林をどう守り、育むか

さっきの発電所のことにちょっと移りたいと思いますが、先ほど7万5,000ということで24%。6万、7万と聞いていたのですが、ついこの間の6つの森林組合が集まって、最初の意気込みではみんながということがあったそうですが、それが1万7,000ぐらいであったということでその話も聞かせてもらいました。供給量が非常にネックになる。本当に簡単にはいかないということですが、県の中では3か所ぐらいが目いっぱいだそうだとことです。あくまで間伐材の——今いろいろあるわけですよ。雑木もあつたりとか、例えば建築廃材とかは値段が低くなってしまっているので、なかなかそれは見合わないということも言っていました。

もう一方の問題で、非常にその量に加算していかなければ今の問題は実現化しないという中で、どうしてもやらなければならないのは、先ほど市長も言われた80年生とか非常に木が太りすぎて、森林組合と分収造林とかの関係者と契約が今まで50年だったのが、今度は80年、90年に延ばせという再契約をさせられたりというのが現場の森林組合ではあります。要は先送りにすると、今だめだから先送りにするというので、それは逆に言えば朽ちさすということにもつながってしまうのではないかと思うわけです。

そんな中で先ほど材が少ないというのはわかるけれども、この地域の森林が今非常に荒廃しているという問題の中で、やはり植林も含めて、切って、植えて、育ててというサイクルにならないと、どうしても先に出ない話だと思うのです。

その中で、自分たちのじいさんの時代やおやじとかの時代に、孫子のためにということで汗水たらしてつくって植えてくれたものを、本当のきちんとした材として使えないということは断腸の思いかもしれない。けれども、まさに今ちゃんとした材を一度切って、うろぬいでといいますか、1回サイクルをうろぬいでまた新しい山のつくり方をしていけないと、多分再生ってないのだろうということを言っている人もいましたし、私もそういうふうに思っています。

その中で先ほどの火力発電所というのがチップ材にして燃やしていくわけですがけれども、非常に大きな、今足りない部分を含めてそこにかさ上げするという意味です。そうしたものを使えたら、森林組合関係者は絶対量は足りるのだと言っていましたけれども、ただ、みんなが出すかどうかわからないので、非常に大きな問題がある。

そしてもう1つだけ言うと、雑木の問題ですが、雑木も受け入れができる対象になるわけですがけれども、毎年ですが今回の水害でもまた道に雑木が根こそぎ落ちてきて、山抜けとい



うのでしょうか、そういうのが本当に目立って、それを各行政区の皆さんが、行政の力も借りながら自分たちの手で毎年片付けるという様が今あります。そういったところで杉だけではない雑木の再生も含めて、新しい道筋というか光明を見出せるような気がしてならないのですが、その辺の市長の見解はいかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ふるさとの森林をどう守り、育むか

今、議員がおっしゃったことが実現できるとすれば、これから新しいサイクルをつくるわけですので、これは非常にすばらしいことだと思っております。それが——あまりガクンとしないで、それをある意味実現をしていく方向を模索していかなければならないわけであり

ます。  
やはり持っていらっしゃる方は 50 年、60 年という一番いいところですので、できればそれが用材として柱になってというぐらいの思いは相当持っているわけであり。それが「ほら、全部電気の燃料だそうだと。しかも、本当に用材として売れるよりは安いわけであり。山に入って苦勞していない方がこれから主力でありますので、ある意味では希望が持てる部分もあります。あんな山どうぞ何度でも好きなように持って行ってください、という部分も出ないばかりではないわけであり。

ただ、今、議員ちよっとおっしゃいましたけれども、そういうことも含めるとある程度供給可能だということは、私は今、初めて伺いましたので、そうだとすればそういうことも真剣に考えていかなければならないと思っております。それはまた確認をしながら進めていく問題だと思っておりますのでよろしく願いいたします。雑木も、杉ばかりでなくて、やはり山の再生は杉ばかりではありませんので、それらも含めて当然検討していくということになろうかと思えます。

○議長 長 3 番・林 茂男君。

○林 茂男君 ふるさとの森林をどう守り、育むか

まさしく見合わなければ誰も動かないということだと思えます。先ほどの話は森林関係者の方から聞いたけれども、さっき県で 3 つとか。先ほど市長は県のほうの動きがないと難しいという話もありました。魚沼地域で今どちらかという自分たちのところという動きがあるように聞いているのですが、確かに自分のところに欲しいというのはもちろん誰でも思うと思うのです。けれども、この問題はもっとすごく何か大きな意味があって、もうちょっと広範囲で搬出の経路とかがきちんとでき上がれば、魚沼だけにこだわることなく、きちんとした搬出、また買ってもらうことがそういう制度ができ上がれば、非常に大きな光明があるのではないかなと思っております。

そういう中でさっきの勉強会に出席した際ですけれども、実はほかの市、町の人たちも来ていました。来ていた人たちの数にちょっと私は驚かされたところがあります。当市はもちろん行ってないわけではありませんが、ほかの市や町の来ていた人数の意気込みというかそういったもの。まだ始まったばかりで関係ないかもしれませんが、その辺のところ

が今後この問題に対応する中で、意気込みの面で負けないように後塵を排さないように頑張っていかなければならないと感じたものですから、ぜひ、市長にもふるさとの森、林を守る視点から、特段のリーダーシップを発揮してもらいたいなというのを申し上げてやめたいと思います。一言いただけるようでしたらお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさとの森林をどう守り、育むか

そういう現実があったということでもありますので、やはり皆さん方からもっと関心を持っていただくということは非常に大事なことです。事業を予定している方、あるいはその周辺、そして行政ぐらいが一生懸命やっても、なかなか前進しない部分がございますので、今、議員からおっしゃっていただいたことも含めて、一生懸命取り組ませていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 質問順位 16 番、議席番号 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 傍聴者の方はお忙しい中をおいでいただきまして、ありがとうございます。今回はほんの 4 項目ほど質問させていただきます。

#### 1 みなみうおぬま幸せへの「道しるべ」夢おこしプランの作成について

まず 1 番目、みなみうおぬま幸せへの「道しるべ」夢おこしプランの作成についてであります。平成 24 年 10 月 1 日時点での年齢別人口割合を見ますと、年少人口は 13.2%で県内 4 番目であり、生産年齢人口は 60.2%で 10 番目、老年人口は 26.6%、最新の数値では 26.8%ありますが 25 番目でありました。

しかしながら、平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日の 1 年間の人口転出率を見ますと、総人口に対して 3.08%で県内 30 市町村の中で 6 番目の高さでありました。県平均は 2.90%でありました。同様の調査で人口転入率は 2.61%の県内 7 位で県平均は 2.69%でありました。若者の働く場がない、高校を卒業して市外へ出て行ってもなかなか戻ってこないということが数値としてあらわれているのかなと思います。

そもそも南魚沼に生まれてよかった、ここに住んでよかった、そう市民の皆さまに思っただくために何が必要かを考える時期に来ております。地域の豊かさを経済成長だけではなく、「幸せ度」という指標を用いて測定をし、南魚沼市ならではの幸せ度を示し、市民協働のまちづくりの行動指針にするべきであります。

出版社などで住みよいまちランキングが毎年のように公表されております。客観的なデータ比較で「住みやすさ」「働く」「あんしん」「健やか」という 4 つの指標で数値化して比べております。少なくとも県内の 30 市町村の中で比較できる数字でのランキングはどうなっているのかを調べることから始めてみるべきであります。

そして、市民意識として何が幸せなのかを主観的な指標として調査し、他市町村との客観的な比較と市民の皆様の主観的な幸せ感を総合的に分析、検証し、南魚沼に住んで幸せとなるまちづくりを進めるべきと考えるがいかに。「みなみうおぬま幸せの「道しるべ」夢おこしプラン作成」についてお考えを伺うものであります。壇上からの質問はこれにて終わります

が、答弁内容によりまして自席にて再質問いたします。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 寺口議員の質問にお答え申し上げます。

### 1 みなみうおぬま幸せへの「道しるべ」夢おこしプランの作成について

今ほどご質問の中で年少人口あるいは生産人口、そして老齢というか高齢人口の度合いも述べていただきました。そういう面では、ある意味徐々に少子化とか人口減は進んでおりますけれども、そう他市町村に比べて状況的にひどいものだという事にはなっていないわけではありますが、転入、転出率につきましては議員ご承知かと思っておりますけれども、これは南魚沼、特に六日町が特殊な状況を持っております。と申しますのは、この地域には国県の職員の方が非常に多く住んでおまして、4月から5月に転入、3月に転出という部分が出ますので、この率はちょっと他の市町村と一概に比較することはでき得ない高い数値を示しております。3月には当然ほとんどが1回、異動で転出するわけです。今度は転入してくるのは4月になりますので、そういう数値の開きもちょっと出ております。これは数字として出ているので、できればやはり転入率が多くなって転出率が少なくなるということが望ましいわけでありまして、その方向はきちんと受けとめながらやっていかなければならないと思っております。

議員からおっしゃていただきました、住んで幸せとなるまちづくりをオール南魚沼で進めるべき。これはまさにそのとおりでありまして、自分たちでまちづくりを考える機会が多くなることを行政としても期待しているところでありますし、議会の皆様方から市民の声を吸い上げていただくということも大変貴重なことでもありますので、よろしくようお願い申し上げたいと思っております。

いろいろの指標の中で県内30市町村の統一した内容でのデータ比較、これは県の100の指標という中でいろいろなデータ比較を出しております。先ほど触れましたように年少人口とかそういうことも全部この中でデータ化されているわけでありまして、これが全て実態を反映して——ただ数字として出ている部分というのもありますので、どことどの部分が幸せ度をあらわす部分だと統一をして比較するというのは、非常に難しいと思っております。

住みよいまちランキング、出版社などが発行しております。これはありますけれども、これは県内30市町村の中ではやはりどことどこか、南魚沼も含めていろいろ出ております。しかし、これはなかなか我々がそういうことかと納得するような部分というのは、ちょっと少ないことだと思っております。

何をもって幸せなのだという事、ブータンのような部分もあります。経済協力開発機構OECDでありますけれども、毎年実施をいたします調査「よりよい暮らし指標」これはオーストラリアが世界一の住みやすい国になっているということでもあります。また、地球幸福度指数と呼ばれます国民の満足度や環境への負荷などから「国の幸福度」をはかる指標ではコスタリカが1位、そして国連が独自に公表します「幸せの国」ランキングではデンマークが1位、こういうことでなかなか何を基準とするかという部分は、非常に指標基準というの

が難しい部分もあります。これで大きく異なるということでもありますので、先ほど触れましたように国内あるいは県内に置きかえてみても、共通の客観的な指標がなかなかこれにつくれないというのが現実ではないかと思っております。

しかし、幸福度が市民の皆さん方が何を基準にした、しないでなくて、このまちに生まれて住んでよかったと思っただけのようなことは、一番していかなければならない。行政としての大きな責任でありますので、このことは当然進めていかなければならないと思っております。大体経済活動の中心になる都市に近い、あるいはベッドタウン的に発展した都市、これが上位にランキングしているのが先ほど触れました民間の住みよいまちランキング、おおむねそういうところが総じて上位にランキングされております。

こういうことから、なかなか簡単に指標というのは出てこないということでもありますけれども、市の総合計画の中にあります 33 の基本施策によって定められた、いわゆる「33 の指標」に包含されているということだと思っております。「住みやすさ」「働く」「あんしん」それから「穏やか」ということは、おおむねこの中に包含されているのではないかと思います。数値化した進捗状況は市のウェブサイトで公表しておりますけれども、なかなか先ほど触れましたようにほかの市と比べようが非常にないという部分がひとつ。あの市と比べてどうなのだ、他の地域と比べてどうなのだという部分を導き出していく部分には、ちょっとなかなかこれが対応できないということでもあります。

さっきちょっと触れましたように何をもって幸せなのだという、これは個々に違う部分もあります。先ほど言いましたように何か指標的なものがもうあって、それでやっていくということであれば、ある意味そう難しいことではないわけですが、不便だからいいという人もいます。余り都市化されていないからいいとか、あるいは非常に洗練された都市化に近づいてきたからいいという、なかなかわからない部分がありますけれども、去年ですか「今後ともこのまちに住み続けたいか」というアンケートの中では、相当高い率でこのまちに、南魚沼市に住み続けたい、こういう指標が出ております。それらに満足することなく、もっともっとやはり皆さん方からこの市に生まれてよかった、住んでいてよかったということを実感していただけるような施策を議員の皆さん方からもご提案をいただきながら進めていくと、このことに尽きるものだと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。総体的には以上でございますが、再質問等でまた具体的な部分があればよろしく願いいたします。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 みなみうおぬま幸せへの「道しるべ」夢おこしプランの作成について

何をもって幸せとするかというのは非常に難しい問題ですが、市長の答弁にありましたけれども、総合計画の中に確か指標に数値目標も出ております。それに対する市民アンケートというものにも、何%が満足かというものが出ております。私が一番言いたいのは、他市との比較の中で、例えば学力テストでもありましたけれども、学力のテストの成績が低いからダメだというわけではなくて、そういうデータ比較というのは、足りないものは何だろうか

ということを洗い出すために必要なものであって、そういう部分での他市との比較というのは非常に大きな部分があると思うのです。

県内で例えば 30 番目だから住みにくい市だという、そういうものではないです。他市と比べて何が足りないのか、それは数値として出てきます。それにプラスしてもっとも大切なのは、市民の方たちが一体どういうものを幸せと感じるのだろうかというところのアンケートのとり方ですね。こういうとり方をしていってそれらを総合的に勘案して、幸せ度をアップのための施策を打つということが必要だと思うわけですが、この点についての市長のお考えは。

○議 長 市長。

○市 長 1 みなみうおぬま幸せへの「道しるべ」夢おこしプランの作成について

確かにそのとおりです。ただ、それを導き出すといえますか設定するのが非常に難しい。先般、私が管理者になっておりますある施設で職員の面接試験ございまして、その中の質問事項の 1 つに、「あなたが今まで一番幸せと感じたことは何ですか」という質問がありました。女性の応募者が多かったわけですので、大半の方が結婚して子どもが生まれたこと、あるいは家族ができたこと、こういうお答えでありました。そういう面が、男性がどう感じるかは別にいたしまして、女性としてということをつけ加えながら大半の方がそういう回答でありました。そうなりますとやはり結婚をして家族を持つ、そしてその子どもが成長する姿を日々実感するのが一番幸せを感じる時だということでもあります。そうなりますと、変な話ですけども道路がどうだの、公共施設がどう何てことはこっちに置きまして、そういう機会が特にいっぱいできることが幸せにつながるということでもあります。

かといって、公共機関も余りなくて不便なところでいいかと言われると、そういうことでもない。だから難しいのです、難しくこれを数値化するというのは非常に面倒なことではありますが、総じて先ほど答弁いたしましたように、このまちにこのまま住んでいたいのか、いたくないか。これが総合的な部分であろうという思いでありますけれども、議員のお考えがどうでありますか、またお聞かせいただければと思うところであります。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 みなみうおぬま幸せへの「道しるべ」夢おこしプランの作成について

来年度は合併 10 周年ということがあります。同僚議員の質問の中で、市長のほうは来年の 10 周年でいろいろな記念イベントを打つ。しかしながら、来年度の 10 周年ということは、20 周年記念のスタートであるというお考えでした。私はその考え方は全くそのとおりだと思います。こういう幸せ度アップということが、今後來年から 10 年後の南魚沼市の目標としてこういうものを掲げていくのだというところは、ぜひともやはりつくっていくべきでないかなと思っています。

客観的なデータというのとは毎年出るものです。ただ主観的なデータというのは市民の皆様アンケートしなければ出てこないわけです。合併をしてどうなったのか、これからどうなるのだろうか、この 10 年間どうなるのだろうか。せめて 10 年間のスパンぐらいであれば市

民の皆さまにどういうものが幸せですかということをして、今後 10 年間の大きな目標、夢づくりです。ここに住んでよかった、幸せ度をアップしようと夢づくり、これはやはり南魚沼市の魅力、誇れるものになっていくのだなと思いますけれども、そのお考えはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 みなみうおぬま幸せへの「道しるべ」夢おこしプランの作成について

今後の 10 年ということばかりではなくて、常に思っておりますことは、やはりまずはこの地で生まれてここに住みたい、住んでいられるという形をつくらなければならないわけがあります。そのためには、先ほどからそれぞれお話が出ておりますように、やはり雇用といたしますか、働く場所がまずなければこれはどうしようもない。そしてその上に国もそうありますが、社会保障的な部分をきちんと構築しながら医療体制もきちんと整えると。一生懸命働く場所があってセーフティネット的な保障部分もあって、そして医療、いわゆる人命にかかわることですからこれがきちんと完備していると、ここを本当に構築できれば、先ほど触れましたように家族ができて本当に幸せだった、ということにつながっていくのだろうと思っております。

ですので、やはりまだまだ課題でありますけれども安定的な雇用の場の確保、そして医療体制の充実と社会保障的な部分をきちんと、最終的にいつもどなたかがおっしゃっていますが、セーフティネットというこれをきちんと構築できる、する市、ここがキーワードだろうと思っておりますので、それらをまた目指しながら市民の皆さん方にもご理解をいただいきたいと思っております。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 みなみうおぬま幸せへの「道しるべ」夢おこしプランの作成について

なかなか数値化するのは難しい、主観的な指標というものであります。市民クラブ会派で小松市に行ってまいりました。「全国子供歌舞伎フェスティバル」でお世話になった小松市であります。小松市のほうではこういう客観的な指標のほかにも主観的な指標ということを用いて、10 年ビジョンというものをつくって、幸せ度を上げていこうという取り組みをされています。

その中で主観的な指標というのでなるほどと思うのは、例えば友だち付き合いの満足度はどうなのかとかですね。災害時や日常生活は頼れる人がいて安心だとか、こういうようなことが出てくるわけです。こういうような指標はどれがいいかということもあると思いますけれども、こういうのを取り入れながら、合併 10 周年が過ぎて今後さらに 10 年後は本当に南魚沼に生まれて住んでよかったと思っただきたいというところを、市民の皆様とともにつくっていくべきであろうと思っております。

この部分については万が一再選をされれば 12 月にまたお伺いしたいなと思っておりますので、1 番目の項目はこれで終わります。

2 北陸新幹線開通とほくほく線「特急はくたか」廃止について

2番目の項目でありますけれども、北陸新幹線開通とほくほく線「特急はくたか」廃止についてであります。北越急行特急はくたかが南魚沼市の観光交流人口対策にどのような効果をもたらしてきたか。住民の移動手段として各駅停車、普通列車でありますけれども、どのような役割を果たしてきたか。これらを総合的に勘案し北陸新幹線開通後の在来線、ほくほく線の存続に対して南魚沼市はどのような考えを持っているかを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 北陸新幹線開通とほくほく線「特急はくたか」廃止について

お答えを申し上げますが、ほくほく線の中で特急はくたか、これにつきましては北越急行株式会社にとりましては非常に大きなドル箱的存在でありまして、このことによって大体年間10億円前後の利益を上げて今日までまいりました。しかし、南魚沼市にとってどうであったかと言いますと、はくたかそのものは一日に朝と夜か六日町駅に停車するだけです。ここは乗降客がほとんどありません。ですから、はくたかそのものが南魚沼市に果たした利益面、メリットというのはそう大きいものではないと、ほんの微々たるものだと思っております。

在来線といいますか普通列車のほうにつきましては、これはやはり特に十日町間との学生の皆さん方の通学も含めまして、非常に交流の幅が広がったということでありまして。ちょっと予断的なこととなりますけれども、県の皆さん方と懇談会等をやる場合、やはり十日町からおいでいただく方も大変おりますが、ほくほく線があるからもう本当に安心をしてその時間帯までゆっくりしていただくと。これを車で帰らなければならない何ていいますと大変なことなので、そういう面では普通列車部分については非常にこの地域も十日町地域も同じでしょうけれども、人口交流、学生さんの利便性、こういうことも含めて大きな効果があったものだと思っております。

これが今度は、はくたかは廃止をされるわけでありまして。在来線専門で今後運営していくわけでありまして、北陸新幹線開業を見据えまして北越急行株式会社では、この特急はくたかが廃止をするまでとにかく100億円の内部留保資金を確保していこうという目標を掲げて今日までまいりまして、その目標は達成をいたしました。なぜ100億円かと言いますと、今、はくたかを除きますと当初は年間大体3億円の赤字であります。3億円の赤字を例えば30年続けても90億円です、例えばです。それだけのやはり余裕を持ちながら3億円の赤字部分をどう解消していくかと、このことにこれから取り組んでいく。今も取り組んでおりますけれども、ゆめぞら号とかいろいろの試みをしながら徐々に乗降客数もアップしてきておりますので、まさに地域と地域を結ぶローカル線の中でもコミュニティ路線と名前をつければいぐらいであります。

これをこのまま犀潟と六日町あるいは湯沢までの間でとどめておくか。これはやはり例えば浦佐駅に連結をしながら只見の皆さん方、あるいは浦佐地域から魚沼地域の皆さん方の利便性にも役立てていこうとか、犀潟から向こう側はJRの管轄が違ってきまして非常に難しい部分がありますけれども、これらについても本来、例えば金沢や北陸方面から新潟に行きたいという方はこれを利用するのが一番いいのです。新幹線利用といいますと必ずもう高崎

に入ってしまうから、それからまた新幹線に乗りかえて新潟に入ってくるという部分が出ます。そういうことの中で特急的な運行をこれからもできないのかとかいろいろ会社を挙げて、我々も一応取締役になっておりますので相談をしている最中ではありますが、そんな状況であります。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 北陸新幹線開通とほくほく線「特急はくたか」廃止について

北越急行の決算ですね、一番最新のものを見ますと、売上高が 11.9%増えて 38 億 1,840 万円であったと。移送人員についても 11.9%増で 392 万 6,000 人と、そのうち特急はくたかは 13.5%増、これは当然な数字ですけれども、普通列車についても 7.9%増という数字が出てきたわけです。

これは上越市のほうまでうちの会派でもちょっと行って調べてまいりました。上越市さん、どうお考えでしょうか。それは北陸新幹線や上越新幹線からの二次交通の手段というのは絶対欠かせないものであるというお考えを聞かせていただいたのです。果たして南魚沼市として、はくたかが確かに今までは余り恩恵はなかったといっても、上越市は北陸新幹線開通で関西圏からの越後の入口は上越であるという、そういうような考えで「越五の国」ということで佐渡市、柏崎市、妙高市、十日町市と 5 市でもって「越五の国」という連携を始めて、とにかく関西圏からのお客を呼び込もうということでありました。リゾート特急が走るのか、普通列車が走るのかわかりませんが、当然湯沢駅までは運行していただかなければ困るわけです。そうするとそこの中に南魚沼市も当然入って行って、新たな切り口といえますか、それを考えていかなければいけないだろうと思うのですけれども、この辺についての市長のお考えはいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 北陸新幹線開通とほくほく線「特急はくたか」廃止について

北陸新幹線開業後は関西圏からのお客さんが増えると。それをどうこちらに取り込むかということは、北越急行全体の中で今いろいろ議論をしているところでもあります。上越市さんと含めていわゆる頸城圏といいますか、あちらの皆さん方がそういうことを今、進めているわけでもありますけれども、それはそれとして南魚沼市がそれに手をこまねいているということではありません。何をもちって関西圏、これは今いろいろの予測がありますけれども、関西から新潟においでいただく方の、もう新潟というと佐渡ともう 1 つ何かあった、2 つぐらいしか浮かばないのだそうです。ですから、関西圏から来て糸魚川、上越あるいは妙高にお客さんがどんどん増えるかという簡単な状況ではないぞというのが最新の調査結果であります。みんな素通りして向こうへ行ってしまうやしないか、そういう心配もあるわけです。それでも必ずちょっとは増えるわけですので、その皆さん方をどう我々の地域に呼び込むか。これは大きな懸案事項でありますので、またきちんとした北越急行の中での対策も含めて鋭意取り組んでいきたいと思っております。

ただ、我々の目指すところは首都圏であります。間違いなく首都圏の皆さん方をこちらに



呼び込むと、このほうが非常に増大の可能性もありますし、そういう中で武道館建設等も今、名乗りを上げているわけであります。たびたび触れますけれども東京オリンピックということが決定をした中では、ますます首都圏部分の皆さん方をどうこちらに呼び込むかということが重要になってくるものだと感じております。決して対策を怠るとか手をこまねくということではありませんので、総合的に一緒に進めていきたいと思っております。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 北陸新幹線開通とほくほく線「特急はくたか」廃止について

この問題については、沿線の各市で県も含めてですけれども今後どうするかという連絡協議会かですか、今までの沿線協議会とは違った形での協議会、これを年度内に立ち上げるという話も進んでおるようであります。確かに関東圏の入口、これは間違いないでしょう。ですけれども、ありとあらゆるところからの集客を図っていくということをしながらでないと、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、年間 3 億数千万円の赤字を出しながら営業をしていくということですが、内部保留金も確かに直近の決算では 104 億円まで積み増しができたということであります。けれども、これをとっても例えば車両の入れかえはどうするのだとか、いろいろな部分を入れてくれば、そうそう 3 億円で済むものではないだろうと思います。そういういろいろなことを全て考えに入れていけば、ありとあらゆるところでそういうところに加わって、やはり先に旗を振れとは申しませんが、決して遅れをとってはならないと思っております。最後この辺についての市長のお考えありましたら。

○議 長 市長。

○市 長 2 北陸新幹線開通とほくほく線「特急はくたか」廃止について

先ほど触れましたように 100 億円あるから安心しているとかそういうことではなくて、経営的にはまず破綻をすることがないと、その部分を基礎にしながら、赤字部分、予想される部分をどう克服できるかということを今一生懸命勉強しているところであります。

後段のほうも議員おっしゃるとおりでありますから、まさに総合的に取り組ませていただいて、遅れをとることにならないように頑張っていかなければならないと思っております。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 子宮頸がん予防ワクチンの副反応について

2 番目の項目のほうはこれで終わらせていただきまして、3 番目の項目であります。子宮頸がん予防ワクチンの副反応についてという問題であります。子宮頸がん予防ワクチン接種によると思われる副反応が全国で報告され、厚生労働省は通達を出し接種勧奨をやめるよう指示を出しました。南魚沼市でも市報 7 月 1 日号で積極的勧奨を差し控える旨の公告を出しました。予防ワクチンにサーバリックスとガーダシルという 2 種類があるようで、接種による重篤者発生率はサーバリックスが 10 万人当たり 28.7 人、ガーダシルが 10 万人当たり 11.0 人と厚生労働省のほうから発表されております。

一方、接種による効果は、サーバリックスは 10 万人当たり 2.0 から 2.6 人とされており、効果と副反応重篤者発生率とを勘案して国は接種を勧奨したわけであるから、副反応

被害患者救済は全て国の責任で行なわれると考えます。しかしながら子宮頸がん予防ワクチン接種は平成24年度自治事務として取り扱われておりました。法定受託事務と違い、自治体がみずから判断し実施し責任を負うということになっています。そこで接種実績の中で副反応が出たという報告は来ているか、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 子宮頸がん予防ワクチンの副反応について

副反応1件ございまして、年齢が12歳8か月、中学1年生のお子さんであります。接種日が昨年5月22日、ガーダシルでありまして、接種1回目。副反応の状況は接種日の夜に左手指のしびれの訴え、即日回復をしております。そしてその事後に医療機関を変えまして3回接種完了して、その後は副反応等はございません。以上であります。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 子宮頸がん予防ワクチンの副反応について

副反応に関する情報公開と接種の場合の注意喚起、これは自治体の役目なのかどうかということをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 子宮頸がん予防ワクチンの副反応について

これは自治体の役目ということであります。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 子宮頸がん予防ワクチンの副反応について

この接種については、夢のようなワクチンであるなというふうに聞いておったわけですがけれども、市長の所信表明もありましたので市報のほう見てみました。6月1日号に子宮頸がんを予防するにはということが出ております。対象者は早めに受けてくださいという部分があります。しかし、予防接種だけでは完全には予防できませんと、二十歳を過ぎたら積極的にがん検診を受けましょう。定期検診を受け、精密検査が必要と判定された場合は、医療機関を受診しましょうという6月1日号だったのです。7月1日号に今度は子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えという文章が載りました。「市では6月14日付の厚生労働省の通知に基づき、子宮頸がん予防ワクチン接種を積極的に勧めないこととしました。ワクチンの接種を希望する場合は、有効性とリスクを理解した上で、接種を受けてくださいと。」非常にあやふやな、わからないような説明であったのです。

保健課のほうとしても国からこういうような表現でと言われておりますので、これ以上のものは出せない。要するに接種はやめろとか、接種をしましょうとかいうところは自治体では判断できないという部分であります。医師についてもリスクについてマニュアルがありまして、それを説明して接種をしてくださいという部分ですがけれども、中々非常にわかりづらい。こういう部分については結局全国の市町村全て同じだと思いますけれども、国はそういうあやふやな通達を出しておきながら、結局クレームだったりいろいろな部分の、一番最初に対処をするのは市町村でありますよね。そういうような、同様ことをやるということほど

ういものかと思っておりますけれども、このあやふやな通達ということについて、市長の気持ち、感想をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 子宮頸がん予防ワクチンの副反応について

まさにあやふやといいますか、ちょっと我々も困惑している部分がございます。予防接種法の規定から子宮頸がん予防ワクチンの接種のみが、市町村が実施すべき予防接種ではなくて、定期接種については自治体が体制を整備し実施し、責任を負うということになっております。法よりまして自治体の義務が規定されているとは申しまして、定期接種は国がワクチン接種の必要性、あるいはワクチンの安全性を踏まえた上で法定化するということでありますから、あくまでも国が最終的な責任を持って対応する。これができなければ、我々もこの部分を今後やっていくということができない状況になります。

当然それを国がやっていくものだと思っておりますし、今の状況の中では国もそういうことを意識しておりますので、積極的な勧奨を控えてくださいということになって、あいまいな表現になっているということだと思っております。我々も当然そのことは国にきちんと申し上げて言っておりますし、いかなければならないとまた思っております。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 子宮頸がん予防ワクチンの副反応について

子宮頸がんでありますけれども、日本では年間 9,000 人ぐらいがかかるそうでありまして、そのうち大体 2,700 人が死亡という大変な死亡率の高いがんである。ウィルスは 15 種類以上ぐらいありまして、現在のワクチンでは 50%強ぐらいは防げるというところで始められたそうであります。平成 21 年から平成 25 年 3 月までで副反応と思われるものは全国で 2,000 件報告されていると言われております。文部科学省でも全国被害者の会に言われまして、接種後、通学や部活等に支障があったかどうかを調べろということがありまして、9 月 3 日に文部科学省のほうから報告があつて、今朝の新潟日報に出ました。そういうような数字が出たということでもあります。

ですので、こういうような部分が出てきている。予防接種については薬害と認定ですけれども、認定をされない限りは救済制度を受けられないということがあります。昨年度実施した中で南魚沼市には、疑わしいのは 1 件あったのですけれども多分違うだろうということで、非常に運がよかったのではないかなと思っております。先ほど申しましたけれども、実に国のあやふやな通達で来るわけですので、やはり全国市長会を通じてでも、これをはっきりしていただきたい。万が一、任意でリスクを承知で受けましたと言って、そういうのが発生したとすれば、その女性にとっては一生の問題でもありますので、これはやはり慎重にやるべきだと私は思っています。接種を中止何てことは絶対できないでしょう、接種中止何て無理なのです。1 つの自治体がそんなことはできないでしょう。ただ、やはり市長会のほうでよく安全性を確認していただきたいということをしていただきたい。

○議 長 市長。

### ○市長 3 子宮頸がん予防ワクチンの副反応について

当然そういう行動をとっていかねばならないと思っております。きょうのお昼のニュースですか、2種類の何か投薬をしたら、これはアカゲザルの臨床の結果でありますけれども、3匹には投薬をしない、3匹には投薬をしたら改善をされた。そして人間に例えれば、リハビリと投薬によって回復する可能性が非常に高いということも、国立の医学研究所だか何かでそういう結果が出たそうであります。それを人間に対応できるかどうかというのはこれからであります、そういう研究も進んでおります。

ただ、後遺症が出てそのまま残って、それを市に補償しろと言われても、これは絶対できるものではありませんので、議員がおっしゃったようなことをきちんとやっていかねばならないと思っております。

○議長 長 11 番・寺口友彦君。

### ○寺口友彦君 3 子宮頸がん予防ワクチンの副反応について

ことしの4月から定期接種ということであって、6月14日にそういう通達が来るということですので、やはり国のほうも安全性というものを、もう1回やはり確認をしてやっていただきたい。特に困るのは最前線に立っている市でありますから、そういうところはきちんと言うべきところで言っていただきたいとこのように思います。

### 4 もみ殻の有効活用について

最後4項目目のもみ殻の有効活用についてであります、TPP交渉が年内にも妥結と報道されている中、国は新たな農業政策として農地中間管理機構という、圃場整備、農地集積、耕作放棄地対策を打ち出しました。来年度予算編成で1,039億円が事業費として概算要求されるようであります。

また、魚野川分水問題で渇水期の水確保に向けた5案が示されました。同僚議員の質問にもありましたけれども、2015年度に結論が出されるようであります。いずれも農業が基幹産業である南魚沼市にとって重要な問題であります。さらに平成25年産米の仮渡金が2,300円下げると報道され、生産コストをいかに下げるかが農業経営にとって最重要課題として再認識されていると思っております。この部分についても同僚議員からの質問がありました。

ことしの作付見込み面積は4,633.4ヘクタールと報告されております。重さでいくと2万4,001トンぐらいであります。ことしも大量のもみ殻が出るわけですが、水田での焼却すき込みを禁止してから、宝の山であるはずのもみ殻が厄介者扱いになっております。もみ殻から燃料棒をつくるという発想で、さる8月28日にJAしおざわカントリーで「モミガライト」とう機械の実演が行なわれました。農林課からも2名が見学に訪れていました。

循環型の社会や地球に優しい環境など燃料棒には明るい希望があると感じました。燃料棒といっても危ない燃料棒ではありません。刈り取り面積30から40ヘクタールの農業法人には魅力ある機械であります。南魚沼市の有機センターでのもみ殻活用をはじめ、いくつか実施されている活用方法には限界が来ているようであります。そこで、厄介者扱いのもみ殻の有効活用についての新発想はあるかをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 4 もみ殻の有効活用について

もみ殻の処理につきまして、今、議員からおっしゃっていただきましたように、大規模農家においてその処理にちょっと苦慮しているという部分もあります。カントリーエレベータのJA魚沼みなみでは広域有機センターでの活用、あるいは畜産農家での利用で処理を行っておりますし、JAしおざわでは群馬での堆肥資源として供給していると伺っております。

もみ殻そのものは、非常に貴重な有機質の資源でありまして、今、指導としては普及センターのほうでは、これは分解が遅いということもありまして春にすき込むのはだめですけれども、秋の点で稲わらと一緒にすき込むのは特に支障がありませんし、量は同規模の農地から出るもみ殻の2倍の量まではすき込んでも支障ないということをおっしゃっていただいております。

それこそある大規模農家の状況であります、18ヘクタールの耕作から出るもみ殻は3ヘクタールの土地に土壌還元、それを毎年繰り返していっているということです。18ヘクタールから出る部分は3ヘクタールで消化ができると。ですので、土づくりにぜひともこれを農家の皆さん方から生かしていただきたいと思っております。

ただ、100%それができるといえることではありませんので、今、議員おっしゃった燃料棒という部分に活用できるものがあれば、これは活用していかなければならないと思います。今までもそれは大分開発をされていますけれども、なかなか販売状況が思わしくない。割合とみんな撤退しています。どういう原因がそこにあったのか。大体ペレット的ではなくて炭みたいなものですから、その辺がちょっと燃焼させるにストーブ等の状況が整わなかったのかもわかりません。けれども、これが例えばペレット化できてペレットストーブとしても使えるということが出れば、これはまた1つの利用方法になっていくものだと思っております。そういう状況で、でき得れば土に還元してもらいたい、これが一番有効な利用方法だと今は認識しております。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 もみ殻の有効活用について

もみ殻を生のまま田んぼにすき込むのですけれども、市長もご存知のようにもみ殻はなかなか腐らないのです。そうすると相当すき込みが1年、2年ぐらいできたとしても、なかなか毎年のようにというわけにはいかないという部分があると思います。

燃料棒については、確かに当初、もみ殻を粉砕するに当たって粉砕するカッターの部分が、湿式といいまして水にもみ殻を浸して、ちょっと湿った形でもって粉砕をするというので、非常にカッターに負荷がかかる。カッターがもたないということで断念をしたと。私が見てきたのは、乾いた状態で粉砕する。今、市長がペレットとおっしゃいましたけれども、きのうだかの新聞にもみ殻のペレットで発電というのが出ておりました。実はもみ殻をペレット化するには相当細かく粉砕しなければならない。そうするとさらにまたカッターに負荷がかかるというので、非常にカッターの消耗度が激しいということで、営業的にどうかといった

ときになると非常に難しい問題だなと感じたわけです。

これの将来的なものという部分ですと、大体機械自体で一日8時間の稼働で1町歩分のみ殻を処理できる。そうすると30町歩ぐらいやっている農家であれば、1か月ぐらいかけてそれを燃料棒にできるであろうということです。この燃料棒については1キロ当たり大体25円ぐらいかかる。これを幾らで売ることかという部分についても出てくるわけですが、ただ、先ほど同僚議員のほうから、森林、要するに木を燃やしてそれから発電をしようというのがありました。私も講演会に出ておりましたが、やはり木が足りないというのがわかりました。もみ殻については相当量の燃料棒としてつくれる。炭でありますから、実際燃やしてとうもろこしを焼いて食べましたけれども、本当に昔でいうコロですね、コロと同じぐらいでした。

ですので、これを必ずやれというわけではないのですが、もみ殻はそういう形で燃料になるということになれば、ペレットストーブは、ペレットだけであつたり薪も入れるというストーブもありました、両用型があつた。ペレットストーブがなかなか進まないのは、市長が先ほど同僚議員に言ったようにペレットの材質があつて、なかなか熱も上がらないし臭いもよくないというところで進まないというのがありましたけれども、こういうものと併用していく、あるいは大型のペレットストーブからこういう木炭型のボイラーにしていく。そうすると燃料については本当にもう宝の山です。そういうところも考えていくべきではないかなと思いますけれども、私の雑駁な説明でなかなかどういうものかというイメージがわからないかと思いますが、とりあえず私の説明を聞いて、いいものだなというお考えになったかどうかお聞きします。

○議 長 市長。

#### ○市 長 4 もみ殻の有効活用について

さっきも触れましたようにでき得れば土壌還元これがいいわけでありまして、18ヘクタールを3ヘクタールで処理できるということです。毎年ではなくてある程度農地を持っていらっしゃる方は循環させるということです。例えば1町歩の方は5反歩ずつに分けて、年をおいて分解してまた入れるという利用もできます。

それはそれとして、必ず余っている部分というのは今出ているわけでありまして、その量がある程度一定化して、そして議員がおっしゃったように木炭化あるいはペレット化こういうことができるということが——それはできるわけでしょうけれども、販路のほうをきちんと確保できるようであれば、それは進めていかなければならない。市がとてそれをやることにはなりませんので、JAさん等とも相談をしながら、そういうことについてもちょっと一緒になって考えようやということはやっていかなければならないと思っている。雑駁な説明ではありますが、十分意思は伝わっておりますので、これにて終了ということでお願いしたいと思います。

○議 長 11番・寺口友彦君。

#### ○寺口友彦君 4 もみ殻の有効活用について

最後に機械の導入に際にする補助金であったり、あるいは燃料の購入に対する補助金であったり、いろいろな方法も考えられます。けれども、とにかく宝の山を、ただすき込むというだけでなく、さらにそれを活用していくといういい方向にぜひとも検討していただきたいということで、この任期最後の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議はあす9月11日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後4時40分〕